

令和7年第7回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月9日(火)	
○開 会	6
○開 議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○諸般の報告	7
○町長挨拶	9
○議事日程の報告	10
○会議録署名議員の指名	11
○会期の決定	11
○町政に対する一般質問	11
7番 関 口 雅 敬 君	11
3番 近 藤 一 美 君	19
5番 村 田 徹 也 君	26
2番 村 田 武 彦 君	37
9番 新 井 利 朗 君	39
8番 大 島 瑠美子 君	45
1番 中 川 博 介 君	50
○動議の提出	53
○動議の提出	53
○日程の追加(議員提出議案の報告及び上程)	54
○発議案第1号の説明、質疑、討論、採決	54
・発議案第1号 鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議	
○日程の追加(議員提出議案の報告及び上程)	57
○発議案第2号の説明、質疑、討論、採決	57
・発議案第2号 鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議	
○町長提出議案の報告及び一括上程	59
○議案第48号の説明、質疑、討論、採決	59
・議案第48号 専決処分承認を求めることについて(令和7年度長瀬町一般会計補正予算(第5号))	
○議案第49号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第49号 長瀬町長の給与の特例に関する条例	
○議案第50号の説明、質疑、討論、採決	67
・議案第50号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	

○会議時間の延長	6 9
○議案第 5 1 号の説明、質疑、討論、採決	6 9
・議案第 5 1 号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例	
○議案第 5 2 号の説明、質疑、討論、採決	7 1
・議案第 5 2 号 令和 7 年度長瀬町一般会計補正予算（第 6 号）	
○議案第 5 3 号の説明、質疑、討論、採決	7 5
・議案第 5 3 号 令和 7 年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 5 4 号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第 5 4 号 令和 7 年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	
○議案第 5 5 号の説明、質疑、討論、採決	7 8
・議案第 5 5 号 指定管理者の指定について	
○議案第 5 6 号の説明、質疑、討論、採決	8 1
・議案第 5 6 号 長瀬町道路線の廃止について	
○議案第 5 7 号の説明、質疑、討論、採決	8 3
・議案第 5 7 号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
○議員派遣の件	8 3
○議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査 の件	8 4
○字句の整理	8 4
○閉会について	8 4
○町長挨拶	8 4
○閉 会	8 5

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第111号

令和7年第7回長瀬町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年12月4日

長瀬町長 鈴木 日出男

1 期 日 令和7年12月9日(火)

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（7名）

1番	中	川	博	介	君	2番	村	田	武	彦	君
3番	近	藤	一	美	君	5番	村	田	徹	也	君
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子
9番	新	井	利	朗	君						

不応招議員（1名）

4番	野	原	隆	男	君
----	---	---	---	---	---

令和7年第7回長瀬町議会定例会 第1日

令和7年12月9日（火曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、黙 祷

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、諸般の報告

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、町政に対する一般質問

7番 関 口 雅 敬 君

3番 近 藤 一 美 君

5番 村 田 徹 也 君

2番 村 田 武 彦 君

9番 新 井 利 朗 君

8番 大 島 瑠美子 君

1番 中 川 博 介 君

1、日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）

1、発議案第1号の説明、質疑、討論、採決

1、日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）

1、発議案第2号の説明、質疑、討論、採決

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第48号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第49号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第50号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第51号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第52号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第53号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第54号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第55号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第56号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第57号の説明、質疑、討論、採決

1、議員派遣の件

1、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開会

出席議員（7名）

1番	中	川	博	介	君	2番	村	田	武	彦	君	
3番	近	藤	一	美	君	5番	村	田	徹	也	君	
7番	関	口	雅	敬	君	8番	大	島	瑠	美	子	君
9番	新	井	利	朗	君							

欠席議員（1名）

4番 野原隆男君

説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木日出男君	副町長	横山和弘君
教育長	井深道子君	総務課長	染野和明君
企画財政課長	橋本明身君	会管理者兼計 会務税務課長	福嶋俊晴君
町民課長	枋原秀樹君	福祉介護課長	内田千栄子君
健康も長 こども課長	福島陽子君	産業観光課長	常木真人君
建設課長	村田和也君	教育次長	熊谷昌史君

事務局職員出席者

事務局長 前沢克之 書記 中畝康雄

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長（関口雅敬君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第7回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、10月26日に逝去されました野口健二君のご冥福をお祈りし、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、皆さんご起立をお願いいたします。

〔起立〕

○議長（関口雅敬君） 黙祷。

〔黙祷〕

○議長（関口雅敬君） お直りください。

皆さん、ご着席をお願いいたします。

〔着席〕

○議長（関口雅敬君） なお、野口健二氏につきましては、11月21日の閣議決定で旭日単光章の受賞が決定いたしましたことを、ここでご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより令和7年第7回長瀬町議会定例会を開会いたします。

なお、本日の会議において、野原隆男君から欠席の届けがございましたのでご報告をいたします。



◎開議の宣告

○議長（関口雅敬君） これより本日の会議を開きます。

上着の着脱はご自由をお願いいたします。また、議場内にいらっしゃる方につきましては、議場内での水分補給を許可いたします。水分の容器は机の下に置くようにしてください。

今議会において不穏当な発言があった場合、後刻記録を調査の上、措置いたします。

また、議員及び参与席にご着席の方々につきましては、会議中に席を離れ、やむを得ず場外へ退出する場合は、挙手の上、議長の許可を得てから行うようお願いいたします。

傍聴者の方をお願いいたします。議場内への通信機器、端末の持込みは禁止しておりますが、操作はご遠慮いただければと思います。

なお、長瀬町議会傍聴規則第8条第4項の規定により、議長の許可なく録音及び撮影については禁止されておりますので、疑わしい場合は傍聴席より退出していただく場合がございますので、よろしくお願いいたします。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（関口雅敬君） 本日の会議において、地方自治法第121条の規定により、提出議案等の説明のために出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。

◇

◎諸般の報告

○議長（関口雅敬君）　ここで、諸般の報告をいたします。

第6回定例会以降の正副議長の公務及び出張につきましてご報告いたします。

9月14日に小鹿野町文化ホールにおいて小鹿野町合併20周年記念式典があり、出席いたしました。

9月16日、長瀬町役場において商工会との打合せがあり、出席いたしました。

9月18日、大字長瀬地内のエルズパークにおいて知事のふれあい訪問があり、出席いたしました。

9月24日に秩父市役所において秩父地域議長会第2回定例会があり、副議長の大島瑠美子君と出席いたしました。

10月8日、吉見町のフレサよしみにおいて埼玉県町村議会議長会の主催による町村議会研修会があり、出席いたしました。なお、この研修会には、新井利朗君、大島瑠美子君、村田徹也君、野原隆男君、近藤一美君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

10月12日に秩父市吉田町において龍勢観光祭があり、出席いたしました。

10月19日に長瀬第一小学校校庭において長瀬町消防団特別点検があり、出席いたしました。なお、特別点検には、新井利朗君、大島瑠美子君、野原隆男君、近藤一美君、中川博介君も出席しております。

10月19日に養浩亭において長瀬町消防団特別点検慰労会があり、出席いたしました。

10月21日に長瀬町役場において商工会による日本一安全な町説明会があり、出席いたしました。なお、この説明会には、新井利朗君、大島瑠美子君、野原隆男君、近藤一美君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

10月24日に長瀬町役場において船玉まつり実行委員会があり、出席いたしました。なお、船玉まつり実行委員会には、経済観光常任委員長の野原隆男君も出席しております。

10月25日に中央公民館において長瀬公民館ホームまつりがあり、出席いたしました。

10月26日に長瀬第一小学校校庭において長瀬第一小学校運動会があり、出席いたしました。

10月27日に秩父歴史文化伝承館において第61回ちちぶ定住自立圏構想役員会があり、出席いたしました。

10月31日に長瀬町役場において全員協議会があり、出席いたしました。なお、全員協議会には、新井利朗君、大島瑠美子君、村田徹也君、野原隆男君、近藤一美君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

11月6日に秩父市秩父宮記念市民会館において令和7年度議員研修会があり、出席いたしました。なお、議員研修会には、新井利朗君、大島瑠美子君、村田徹也君、野原隆男君、近藤一美君、村田武彦君、中川博介君も出席しております。

11月7日に衆議院議員会館で町長、商工会関係者とともに日本一安全な町宣言の報告と企業誘致との関係で、小泉龍司衆議院議員に面会をいたしました。

11月8日、中央公民館において第38回長瀬町社会福祉大会があり、出席いたしました。なお、この社会福祉大会には、新井利朗君、大島瑠美子君、野原隆男君、近藤一美君、中川博介君も出席しております。

11月9日に秩父市ちちぶ花見の里においてちちぶ荒川新そばまつりがあり、出席いたしました。

11月11日、役場3階大会議室において県道長瀬児玉線改修促進期成同盟会があり、出席いたしました。

なお、県道長瀬児玉線改修促進期成同盟会には、副議長の大島瑠美子君、経済観光常任委員長の野原隆男君も出席しております。

11月12日に皆野町文化会館において皆野町・長瀬町商工会永年勤続優良従業員表彰式があり、出席いたしました。

11月22日に本庄市グローバルソフトウェア本庄文化ホールにおいて本庄市市制施行20周年記念式典があり、出席いたしました。

11月23日に長瀬町宝登山神社参集殿において産業感謝祭があり、出席いたしました。

12月3日、秩父市秩父宮記念市民会館において秩父夜祭観光祭があり、出席いたしました。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員から報告をお願いいたします。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） おはようございます。それでは、秩父広域市町村圏組合議会から最近のことにつきまして報告させていただきます。

11月7日、全員協議会が開催されました。これは、小鹿野町で議会議員選挙があり、新たに2名秩父広域組合の議員になりましたので、紹介がありました。

そのほか、管理者の提出議案が4件、それから消防本部からの報告があり、来年の1月7日に消防本部出初め式を開催するというものでございました。

なお、もう一つ、水道局報告がありまして、料金改定に伴う住民説明会を10月9日から28日まで1市4町で実施し、56名の方にお聞きいただいたという報告がありました。

続きまして、議会の報告をさせていただきます。定例会は、11月14日に秩父市議場で行われました。議案は、第16号として、令和6年度秩父広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。これにつきましては、総員起立で可決でございます。

続きまして、議案第17号 秩父広域市町村圏組合水道事業給水条例の一部を改正する条例が提案され、総員起立で可決でございます。

続きまして、議案第18号 令和7年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）が上程され、総員起立で可決されております。

最後に、議案第19号として、令和7年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2回）が提案され、総員起立で可決でございます。

以上をもちまして、秩父広域市町村圏組合議会からの報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（関口雅敬君） 次に、皆野・長瀬下水道組合議会議員からの報告をお願いいたします。

3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） では、皆さん、おはようございます。令和7年第2回皆野・長瀬下水道組合議会定例会の報告をいたします。

令和7年9月17日に開催されました。野原隆男議員、中川博介議員とともに出席いたしました。

主な議案は、条例の一部改正が3件、下水道事業会計決算認定1件、下水道会計補正予算について1件、人事案件1件、いずれも原案のとおり可決、認定同意いたしました。

以上で、皆野・長瀬下水道組合の報告を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（関口雅敬君） なお、野口健二氏のご逝去により空席となっていた議会運営委員会副委員長に、近藤一美君が令和7年12月4日に就任したことをご報告いたします。

また、監査委員から令和7年8月から令和7年10月における例月出納検査及び定期監査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。



◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 本日の定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 皆様、おはようございます。12月定例会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る10月25日、17年以上長きにわたり長瀬町町議会議員としてご尽力をいただきました故野口健二氏、ご逝去されました。突然の訃報に愕然といたしました。謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族の皆様にお悔やみを申し上げます。

また、私ごとではございますが、新聞報道でも取り上げております令和5年4月に執行されております、長瀬町町議会議員一般選挙の際に提出をいたしました選挙運動用の収支報告書の件につきまして、町民の皆様にご心配をおかけしましたことを、この場をお借りしまして改めておわびを申し上げます。本件につきましては、今定例会の中でしっかりと説明責任を果たさせていただき所存でございます。皆様、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本日ここに令和7年第7回長瀬町議会定例会を招集申し上げたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、傍聴にお越しの町民の皆様には、町政にご関心をいただき本当にありがとうございます。

さて、10月から5回にわたり開催をしまいいりました地域ミーティングに際しましても、延べ116名の方々に足をお運びいただき、町政のために大変意義のあるたくさんのご意見頂戴することができました。最後は今月の18日に、役場3階の大会議室で開催をさせていただき予定でございます。これから、いただいたご意見を真摯に受け止め、今後の町政発展に生かしていく所存でございますので、皆様引き続きご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

そして、今月の1日、2日にかけて、大字長瀬地内山林で発生をいたしました林野火災につきましては、秩父消防本部、長瀬町消防団及び関係各位の皆様の多大なるご尽力によりまして、1人のけがも出ることなく無事に鎮火することができました。これもひとえに消防団員の皆様方の日頃の努力のたまものだと、深く感銘を受けたところでございます。

今年も早いもので秩父夜祭も終わり、あっという間に1年が過ぎようとしております。議員各位におかれましては、今年も1年間、町政進展のためご尽力いただきましたことに対し、心から感謝と敬意の意を表する次第でございます。

私としましても、残り今年あと3週間、最後まで気を抜くことなく全力で職務に取り組んでまいりたいと、引き続きご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、ここで9月定例会以降における主な事項につきましてご報告を申し上げます。

最初に、総務課関係についてでございます。

10月の29日に、毎年冬の火災シーズンを前に実施しております消防団特別点検を行いました。今年度は、新たな試みとしてホース延長、収納訓練を展示形式で実施してまいりました。消防団のきびきびとした姿を見て、改めて不断のご努力に敬意を表した次第でございます。議員各位にはお忙しい中ご出席をいただきました。誠にありがとうございます。

また、10月の23日には、町の表彰規程に基づく自治功労表彰を行いました。長年にわたり各種委員会等に就かれ、地域社会の発展と福祉の向上に貢献されました方々2名の方を表彰させていただきました。

次に、福祉介護課関係についてご報告を申し上げます。

敬老祝い事業につきましては、社会福祉協議会にて慶事該当者として、個人のお祝い256名、結婚のお祝い13組に対し記念品の贈呈を行いました。

また、社会福祉大会につきましては、11月の8日、中央公民館で開催をされまして、社会福祉功労者表彰や社会福祉体験発表が行われ、福祉体験発表では手話を通じたボランティア実践活動報告、そして小中学生が自分の体験をしっかりと発表する姿を見ることができました。

次に、健康子ども課関係についてでございますが、11月の9日の日曜日、第2回長瀬子育て応援フェスタ実施をいたしました。今年は子育て家庭の皆さんと地域の皆さんが交流し、子育てに孤独を感じることがないように「つなぐ」をテーマに行いました。当日は雨の中での開催となりましたが、来場者、スタッフを含め約300名以上を超える多くの皆様に参加をいただきました。

次に、産業観光課から申し上げます。

11月の1日から11月の30日までの1か月間、長瀬町観光協会主催によります長瀬紅葉まつりが開催をいたしました。期間中の11月の12日から30日までの間は、月の石もみじ公園ライトアップを実施いたしました。今年もライトアップ会場には竹あかりの飾りつけも併せて行っていただきました。

また、10月の12日の深谷キッズフェスタと11月14日の県民の日の県立自然の博物館秋まつりにブースを出展し、木育等のPRを行ってまいりました。

以上、今定例会までの主な事業の報告を終わりにいたします。

今定例会でご審議いただきます案件は、専決処分1件、新規条例案1件、条例の改正案2件、令和7年度補正予算案3件、指定管理の指定1件、町道路線の廃止1件、人事案件1件の合わせて10議案でございます。議案の内容につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明を申し上げます。いずれにしましても町政の進展のため重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。



◎議事日程の報告

○議長（関口雅敬君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、お手元に既に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（関口雅敬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、長瀬町議会会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

8番 大島 瑠美子 君

9番 新井 利 朗 君

以上の2名を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（関口雅敬君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から11日までの3日間にしたいたと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11日の3日間に決定いたしました。

◇

◎町政に対する一般質問

○議長（関口雅敬君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただき、議事の進行にご協力いただきますよう、特にお願いを申し上げます。

また、質問時間は1人につき60分以内でお願いいたします。

今回は、7番、関口雅敬、3番、近藤一美君、5番、村田徹也君、2番、村田武彦君、9番、新井利朗君、8番、大島瑠美子君、1番、中川博介君、以上の7名から通告されております。

なお、一般質問の順序は、お手元に配付してあります一般質問一覧の順序に従って発言を許可いたしますが、1番目は私でございますので、議長席を大島副議長と交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（大島瑠美子君） 副議長の大島です。議長を交代いたしました。

それでは、7番、関口雅敬君、質問を許します。

7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、通告に沿って質問をさせていただきます。

1番、今後の下水道の運営について町長に伺います。八潮市で発生した事故は、大きな衝撃をもってインフラ老朽化問題を露呈しましたが、その例を無駄にせず、長瀬町にもあり得る事象と捉えるべきだと考

えます。

町は、令和7年度当初予算で1億8,306万7,000円を下水道費補助金として計上し、下水道事業維持のため皆野・長瀬下水道組合へ支出しますが、今後どのように補助金等の額が推移する予定なのか。また、皆野・長瀬下水道事業が開始されたときと比較して、現在の人口は大きく減少しておりますが、事業開始時に見積もられた令和7年度における予測人口と実人口の差について伺います。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 関口議員の今後の下水道の運営についてのご質問についてお答えをいたします。

令和7年1月に埼玉県八潮市において、下水道管の破裂に起因すると思われる大規模な陥没が発生し、全国に大きな衝撃を与えました。大量のインフラが更新時期を迎えることが社会的な課題となっている中で、実際にこのような重大な事案が発生し、その根本的な原因については、現在もなお究明されていない状況でございます。

まず、今後どのように補助金等の額が推移する予想なのかについてお答えをいたします。皆野・長瀬下水道組合へ補助金等の将来的な見通しにつきましては、総額としておおむね現状と同程度の水準で推移する見込みとのごとでございます。理由といたしましては、これまで計画的に下水道管の整備を進めていること、また過去に整備をした際の起債におきましても元利償還金等は年々減少にあることから、設備投資に要する費用についてはピークを過ぎた状況でございます。一方で、人件費や設備の維持管理に要する費用につきましては、昨今の物価上昇、また資材価格の高騰などの影響によりまして増加傾向にあるとともに、施設や設備の長寿命化のため計画的な更新が必要不可欠でございます。こうした状況を踏まえ、将来的に総額としては大幅な増減が見込めず、皆野・長瀬下水道組合への補助金につきましては、現状と同程度の水準で推移する見込みでございます。

次に、事業開始時に見積もられた令和7年度における予想人口と実人口の差についてお答えをいたします。昭和55年の事業開始時におきましては、令和7年度までの人口予測は算出をしておりますが、平成30年度に計画を見直した段階で、令和6年度の計画人口を予測しております。計画人口では7,100人で、実際令和6年度末の実人口は6,327人となっており、その差は773人となっております。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、再質問を行います。

今、町長は、今後は経費がだんだん少なくなっていくという話で、今と同等で進んでいこうという予測の答弁だと思います。でも、私は今の町長のお答えでは、これはそのまま進んでいくにはそうはならないと。もっと1人当たりの負担が増えていくという予測を私はしております。発表の人口に対して、現在の人数は約3割減であると思われます。利用金額を置き換えて考えると、単純計算ですが、人口1人当たり負担がこれから4割負担ぐらい増えていくと私は予測をしております。これをどうやって対応していくのが心配なので、この質問をさせてもらいました。また、設置後もう26年を経過し、施設や管渠の更新が見込まれるときでありますので、これからまた大きな負担がどのように対応を町がしていくのか聞きたいと思っております。

これは、私がここで今やっている都市型の下水道敷、当時私たち商工会の青年部で都市型は無理だよという話をしていた、農水型の下水道がいいのだという提案も当時していました。でも、町は最初は都市型ではなく農水型で進むような話だったのだけれども、皆野と長瀬の協議の結果なのでしょう、都市型にな

ってしまったという経緯が、私はこれ商工会青年部時代からやっていたので、特に気になっていました。

町長も、また議員の方も藻谷先生の講演会を、秩父市役所で講演会を聞いたときに、藻谷先生も最後にちょっと時間がなくなってしまうと申し訳ないというときに、農水型がいいのだというのを口にしました。町長は、今あんまりこれから負担はそんなに変わらない、今と同じだと言ったけれども、本当にそれで大丈夫かどうか、もう一度お答えをお願いをいたします。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） まず、人口1人当たりの負担額等についてでございますが、令和6年度決算ベースで見ますと、下水道費補助金の支出が先ほど申し上げた1億8,651万8,000円に対しまして、令和6年度末の人口が6,327人ですので、人口1人当たりの負担額が2万9,480円でございます。そして、10年前の平成27年度と比較してみますと、人口1人当たりの負担額は6,732円の減少となっている状況でございます。

また、先ほど言った関口議員の関係は、浄化槽のほうがよかったのではないかというお話でよろしいでしょうか。下水道事業は、昭和55年に許可を得て事業開始をしております、長瀬町で単独で事業を実施することは負担が本当に大きいため、隣接する皆野町と合同で実施するという事で、スケールメリットの効果を生かす判断があったものと思われまます。当時の社会情勢の状況から見ますと、安易に当時の判断、是非を問うのは適切ではないかも分かりませんが、今後も下水道事業を実施していかなければならないため、いかに事業運営に係るコスト削減をしながら健全な運営をしていくか、重要であると考えております。コストを本当に頭に入れながら、運営を皆野・長瀬のほうでしていきたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長は、これ最初から携わっていないということで、私も本当に質問、申し訳ないかなとは思っていました。

最後に1点だけ、ちょっとお聞きをします。今、農水型を私は提案して、藻谷先生も農水型が、もうこれから人口減少が進めばそれが理想だと。でも、皆野・長瀬でここまでやってきたのだから、もうしようがないという話は私も理解できます。これは国も認めているのだから、認可事業なので国にも責任があると思うのです。人口減少がこれだけ進んでくるという推測は、国もどの程度できて認可したか、それは私も分かりませんので、1つだけ聞いて。

町長が管理者、副管理者になっていると思うので、1つだけ私が提案しておきたいのは、この長瀬町は下水道に接続している関係利益者と関係していない方が、ほぼ半分ぐらいだと思うのです。今言うように、下水道が関係していない人は下水道組合管理で浄化槽を管理してもらおうという中で、接続していない家庭の方は浄化槽のくみ取りをしてもらい、そこで浄化槽管理者から水質検査をもらって、異常ありませんという結果報告を受けて、それで終わりではないのです。未接続の人は、その後埼玉県の検査が必要だと。これが大体5,000円かかるのです。この5,000円の負担がかなり大きいと。接続している人は、そのまま管理は要らない。そういう不都合が出てきているので、今度管理者、副管理者のそういう組合のところでもそういうことも討議してもらいたい、この1つをお願いしておきます。負担はそんなに重くならないという予測らしいので。

私は、これ以上は質問しないので、それを要望だけしておきます。

○副議長（大島瑠美子君） 2番目に行ってください。

○7番（関口雅敬君） では、次に行きます。

2番目、人材育成と離職防止の対応について町長に伺います。近頃は減りましたが、以前は町の若手職員の離職が多かったときがあり、今は関係団体である観光協会等職員の離職が多いと感じます。貴重な人材が定着せず入れ替わりが激しいことは、組織にとって好ましいことではないと私は考えます。転職はスキルアップにもつながる労働者に与えられた権利でもあります。補助金を交付している観光協会等の団体の運営も影響が大きいと思われるので、離職防止の指導助言を行う考えがあるのか。また、町職員へ離職防止の対応について伺います。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 関口議員の人材育成と離職防止の対応についてお答えをいたします。

長瀬町観光協会の事務局については、近年事務局長以外の社員の離職が続いておりましたが、昨年採用された方については、契約社員を経て今年6月から正社員となっております。町としても離職が多いことについては懸念をしております。先月も観光協会会長や副会長、事務局長と話合いの場を設け、人材育成の観点からも長く勤めることができるような職場環境を整えていただきたいと要請をしております。今後、観光協会の理事会等で話し合っただき、改善をしていただけるように町としても指導をしていきたいと考えております。

なお、町職員の離職防止の対応ですが、特別な制度を設けているわけではございませんが、上司による個別面接により異動希望や働きがいなどの自己申告を丁寧に聞いていることや、人事評価を活用した人材育成に取り組んでいることなど、結果として離職の抑制につながっているのではないかと考えております。また、職員が相談しやすい職場環境づくりやハラスメント防止、ワーク・ライフ・バランスの確保など、働きやすい環境整備も重要と認識しております。今後もこうした取組を継続、充実させることで、職員が長く安心して勤務できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 町長の今の答弁、型どおり理想な答弁だと思います。

そこで、再質問で私はお聞きしたいと思えます。町職員がここ数年は割と落ち着いていると。何年前にはちょっと入ると、何か月かすると辞めていったりして、キャリアを積み上げてそろそろ覚えたかなと思うと離職をしていったという事例もありました。また、関係する団体に補助金を充てている団体が今、特に観光協会全滅、あるいは社会福祉協議会もちょっといろいろあって、スタッフが入れ替わってしまっているような状態には私が見えます。その中にはいろいろ事情もあるのでしょう。今、町長が発言したように上司からの、みんながいろいろ意見を言えるような、そういう環境づくりという意味での答弁だと思います。それは昨今言われる心理的安全性あるいは心理的柔軟性、これが上司にとって必要なのです。

町長が今言ったように、上司がいろいろ若い人に教えていったりする中で、例えば長瀬町役場の常識が世間から見ると非常識だということも、そういう、これは仮定ですけれども、あるのです。上司が思い込みで、これはこうしなくてはだ。若い人が入ってきている人たちは、もっと意見、変わったことを言って改善したいというのがあっても、やっぱり上に柔軟性がないと、そういう人たちがだんだん出ていってしまうようなこともあり得るのです。だから、そこで今、我々民間企業だと何を講習会でやるかといったら、心理的安全性あるいは心理的柔軟性。これは執行部の皆さんにも言いますけれども、心理的安全性というのはアイスクリーム型とカレーライス型があるのです。アイスクリーム型は、言葉は優しい。甘

い言葉を言って、それに従って仕事をすると、最後に冷たい。これが1つのパターン。もう一つは、私みたいなのです。言葉が辛くて、最後は温かいカレーライス。本来から言ったら、そうやって教えることはしっかり教えて、最後は温かくしないといけないのです。これをやるには、その心理的柔軟性という、もう頭が凝り固まっていないで、そういう若い人の意見もどんどん聞けるような体制にしなければ駄目だと。特に観光協会、私は副町長に同席して、観光協会問題で観光協会に行ったときにすごい扱いされたのです。私はもう本当に我慢できない。副町長は気が長い方だから我慢できるのだろうけれども、私は我慢できない。そういうのが起きているので、ぜひ補助金を出すのだったらしっかり組織もやってもらわないと、せっかく積み上げたキャリアを無駄にしてほしくない。

誰でも彼でもずっと長くいてもらいたいのではないのです。生産性の少ない職員は、私は必要だと思っ
ていませんから。生産性のある、夢がある、希望がある、仕事にやりがいを持っている職員には、しっかり教え込んで長く勤めてもらいたいという意味でここで発言をさせてもらったので、町長、いま一度、最後の答弁で結構ですからお答えください、決意を。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 関口議員の再質問にお答えをいたします。

まず、やっぱり私を含めて上司はこれから柔軟性を持って、いろいろこの役場内で対応していかなければならないということでございます。私も常々、本当にこの役場内では就任当初から「元気・笑顔・挨拶」をモットーにやっております。それを全職員にも徹底して今後もやっていきたい、そのように考えております。

それから、今回若手、中堅職員との座談会というのを初めて設けさせていただきました。なかなかここにいる幹部とは私も話はしますが、本当に入ったばかりから大体30歳後半ぐらいまでの若手、中堅職員と33名ぐらいでしたが、3班に分けていろいろお話を、全部向こうの職員のほうから三役のほうにお話を聞きました。いろんなことのお話をうちのほうも受け止めて、本当にすばらしい柔軟性のある考えの職員が本当に多いのだなということを考えさせられました。すばらしいそのご意見を、若手、中堅職員の意見をこれからこの役場内、また町内で出していきたい。立派な言葉、立派な考え、それを大事にしていきたいと考えております。

あと1点、補助金を出している観光協会につきましては、先ほども申し上げましたとおり、本当に幾日前か前でしたが、会長、副会長、事務局長と話し合いを設けて、本当に長く勤められるような環境づくりをやっていただかなければ困るという要請をしまりました。ぜひ理事会等でよく話し合っ、その観光協会の内部のことにつきましても、立派な社員もおりますので、そういう社員を伸ばすようにうちのほうからも要請をしてきたところでございます。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） ぜひ若手職員が本当に活力であったり、夢や希望が持てて町民のために働けるように、また観光協会や社会福祉協議会も補助金出して口は出さないではなく、しっかり口も出しながら、いい町ができるように一体となって進めていってください。

では、続いて……

○副議長（大島瑠美子君） 3番目。

○7番（関口雅敬君） 3番目の総合振興計画策定について、町長に伺います。

9月議会におきまして、今後の町の政策について質問したところ、第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画では、施策ごとに成果指標を設定しており、第6次総合振興計画を策定する際には、各指標における進捗状況の分析及び評価を行うとの答弁がありましたが、目標値の達成という成果に乏しいのではないかと思います。次期総合振興計画策定も始まることから、次の点について伺います。

初めに、1番、過去の総合振興計画を顧みると、目標達成という点から全体的に成果が乏しいと感じています。議会も責任を感じていますが、町はこの点についてどう考えているのか。

2つ目、計画策定に当たって、地域ミーティングで町民から受けた意見や提案、今後実施する予定の町民アンケートの結果を活用するとのことでしたが、こうした資料から本当に将来の町の姿が見えてくるのか。

3番目、計画達成についてコンサルティング業者に委託する考えだと思いますが、町民アンケートの結果などを渡して作成するのであれば、過去の総合振興計画と何ら違いはないと思うが、どう考えているのか。

4番目、総合振興計画は議決案件であること、また計画達成のため議決の上で多額の予算を使っていくことになり、議会にも重大な責任が伴うことから、計画終了後である10年後に議会として責任の持てる計画をつくりたいと考えます。議員選出の委員からの意見をどの程度反映していただけるのか伺います。多少目が悪いのですみません。お答えください。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、関口議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず、（1）の過去の総合振興計画を顧みると、目標達成において全体的に成果が乏しいという点について、町はどのように考えているのかについてですが、総合振興計画の策定に当たりましては、まず第5次計画の成果と課題を客観的に点検をしまして、実効性の高い計画へ築き上げていくことが重要であると考えております。

これまで本町では、第5次長瀬町総合振興計画後期基本計画及び第2期長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本理念・基本方針に基づき、精度の高い事業に効果的かつ重点的に財源配分をしてきたところでございます。また、後期基本計画で方向づける施策を効率的かつ効果的に実施していくために実施計画を策定し、社会情勢等の諸状況を勘案して3年間のローリング方式で効果検証を行いながら、目標達成に向けた取組を推進してまいりました。今後、後期基本計画の進捗状況について、住民視点、行政視点、統計視点の3点から評価、検証をしてまいります。また、施策指標の達成状況と住民満足度の関係整理を行うことで、目標指標の見直しにも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、（2）の地域ミーティングで町民から受けた意見や提案、今後実施する予定の町民アンケートといった資料から本当に町の将来が見えてくるのかについてですが、これまで実施をしてきました地域ミーティングでは、参加いただいた町民の方々から町の現状のみならず、将来を見据えた課題や提言を幅広く頂戴いたしました。そのため、町民の皆様からいただいたご意見、次期計画の基礎資料として最大限に活用をしていきたいと思っております。

また、本町ではこれまでU-15未来計画や中学生によるワークショップ、町への提言制度、各種アンケートを通じて幅広いご意見を伺い、具体の施策化を進めてまいりましたが、第5次計画の後期基本計画等の策定には、コロナ禍の制約下におきましても関係団体との意見交換を重ねてきたところでございます。次期計画に向けましては、定住意識等を把握する町民アンケートを実施することとしています。いただい

たご意見は、人口動態といった町の現状に関する分析結果と統合し、実現可能性の高い将来像を描いてまいりたいと思っております。

(3) の町民アンケートの結果などをコンサルティング業者に渡して策定をするのであれば、過去の総合振興計画と何ら違いがないのではないかということについてですが、総合振興計画の策定におきましては、委託業者の選定方法として従前の指名競争入札による選定を見直し、今度は公募型プロポーザルによる選定を実施いたしました。プロポーザルでは、提案業者による独自の分析手法、住民参加の設計力、成果指標の設計力、分かりやすい計画書、デザインの企画力などを重視し、単なる過去の踏襲にとどまらない提案を評価し、委託業者の選定を行ったところでございます。他方で、計画立案と最終的な説明責任は町が負うとの原則の下、審議会及び庁内横断体制での合意形成を丁寧に進めてまいります。

最後に、(4) の議員選出の委員からの意見をどのように反映していただけるのかについてですが、総合振興計画の委員につきましては、正式な委嘱は今後予定をしております。電話等で連絡をさせていただき、議員選出委員を含めた候補者全員から同意をいただいております。

審議会につきましては、計画策定における重要なマイルストーンにおいて開催することで、策定事業の中間報告の機会とするほか、節目における重要なテーマを検討及び審議していただきたいと考えております。そして、議会選出委員を含む全ての委員の方々のご意見は平等に取り扱い、計画の質の向上に資するものとして丁寧に検討をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） では、再質問します。

目標値の達成度、これ具体的に今ここで皆さんに聞いてもらったのだけれども、よく分からないのではないかなと思うのです。私だけが分からないかも分からないけれども、計画を立ててどうになったかの公表が出ていなくて、大変分かりにくいと私は思います。

それから、地域ミーティングの提案を参考にするという話でありましたけれども、私も地域ミーティング2か所ですか、井戸と岩田でやるのを見させてもらったけれども、あの地域ミーティングで聞いた提案等で、これから10年先の長瀬をやっていくのに、今もう現状困っているという話はよく理解できました。これがその先につながる提案かどうかといったら、私が聞いていて、これは苦情を聞きに回っているようなものではないかなと思って聞いていました。

あと町民アンケート、これはお金が相当かかって、町民の皆さん、選ばれた人でしょうけれども、アンケートを聞くと。やっぱりこのアンケートというのは、もう誘導する項目が載っているから、どうにでも誘導できる状況なのだよ、この住民アンケートは。私が思うのは、10年後の長瀬町を見据えるのだから、住民も大事かもしれないけれども、先ほど中学生のワークショップやったという話で、私も中学生の「もし100万円あったら何をしたいか」という題でのワークショップ見させてもらったのだけれども、そんなのではなくて、中学生に学校で、家に持って帰らないで、中学生の意見をどんどん吸い上げるようにすれば、10年後、今のアンケートを出した中学生が生産年齢になるのです。そういう子供たちの夢や希望をどんどん取り入れるようにしたほうが、町民の方にすれば、もう大体書くことは同じようなのになってくると思うのです。だから、ちょっと考えて600万円、やってしまったのかもしれないけれども、アンケート、これは誘導型だと私は思います。そういう話だけで、将来の長瀬町の必要な部分が本当に見えてくるのかどうか。

これを、先ほど3番目今度行くプロポーザルで業者を選定すると。意見、提案できる業者を選ぶのだという理想的な考え方だと思います。でも、理想と現実は違って、こういうプロポーザルで手を挙げてくるような会社は、もう営利目的ですよ、はっきり言って。営利目的。業者なんて、この町の業者がやるのなら分かります。全然どうせ違うところに住んでいる業者なのだと思うのです。そういう方が長瀬町の10年後を考えるといったって、私は考えられないと思うのです。だったら職員がつくれるのではないかなと思っている。まあ、できないならできない理由があるのだろうけれども、私はそう思っているのです。

4番目、議員だの委員の意見、反映をどの程度してくれるのか。それを聞いて私も議会で、みんなで選出される議会の委員に議会としてお願いをする、そういう話合いの場を議長として持ちたいと。反映ができるのなら議員全員でも考えて、その場で発表をするということを考えていたので、今聞きました。どの程度聞いてもらえるか、もう一度すみませんが、これ全部含めて。

最後に、この4項目を私、再質問しました。答弁で、町長にこれは無理な質問かもしれないけれども、これを策定してスタートしての10年後の計画がどういうふうになったか、成功したかしないかを、今この執行部に出ている皆さんがこの中で10年後この役場において、あのときつくった計画書はこうやって成功しましたよ、これは反省点ですよと言える人がいるのかどうか、お願いいたします、最後で。それ最後でいいですから、よろしく。

○副議長（大島瑠美子君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、関口議員の再質問にお答えします。

まず、目標達成が本当に乏しいと思われる現状、第5次総合振興計画の成果が見えないというお話も聞いております。成果達成状況にばらつきがあるということにつきましては、本当に重く受け止める必要があると考えております。その原因につきましては、社会情勢の変化や人口減少、少子高齢化の進行など、町単独では解決が困難な外部要因も影響していると考えております。一方で、内部要因として、施策の進捗管理が不十分だった点、目標設定が現実的ではなかった可能性も考えられます。次期の総合振興計画の策定に当たりましては、目標設定の見直しに取り組みたい、そして計画の管理等、本当に検討をこれからしてまいります。よろしく申し上げます。

あとは地域ミーティングのことについてですが、確かに地域ミーティングは、町への道路の要望とか、あるいは地域でのイノシシ、鹿、いろいろな被害のお話とか、そういうのが随分出ておりました。いろいろ地域、あちらの中央公民館であった話なんかでは、ここだけの話だけれども、向こうの太陽光の話とかそういう話もありましたが、そういう点についてもこれから、こちらの地域ミーティングで言われたことでありますので、反映をしていきたいと思っております。あと、一番最初にやった風布の渇水の関係、そういうことも本当に重要な事項だと思いますので、それについても入れていきたいと考えております。

あと町民アンケートについては、住民の皆様のご意見が本当に重要だと思います。あとは先ほど言った、今の中学生12、13、14歳、15歳、その子のご意見ということでもありますので、十分承知をしております。その点については、本当にうちのほうも十分検討して反映をさせていきたいと思っております。

議員さんの意見としては、本当に議員の立場からのご意見ということで、策定の節目節目でいろいろ検討していただくとき、またこれからご意見をいただくとき、いろいろな意見を議員としてぜひ申し出ていただきたい、そのように考えております。

策定後の10年間のことを、これはうまくできたかどうかという職員については、こう見ても私はよく分からない。

〔若いなあ〕と言う人あり〕

○町長（鈴木日出男君） ちょうど皆さん60歳、再任用でいるぐらいかなと。62、63、64、65歳、10年後はいると思いますので、ぜひ彼ら職員に私は何っていきたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君。

○7番（関口雅敬君） 終わります。

○副議長（大島瑠美子君） 7番、関口雅敬君の質問を終了いたします。

議長を関口議長と交代いたします。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（関口雅敬君） 議長を交代しました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

○議長（関口雅敬君） 次に、3番、近藤一美君の質問を許します。

3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） それでは質問させていただきます。

初めに、普通財産の有効利用についてですが、町が管理する普通財産について、次の点を伺います。

その1、町が平成19年2月に皆野・長瀬下水道組合より権利の継承をし、20年を経過した大字中野上地内の土地について、今後の活用や売却を考えているのか伺います。

その2、長瀬消防署が皆野消防署と合併し、北分署として皆野町に移転したことで空き地になった大字本野上地内の長瀬消防署跡地について、約20年が経過しましたが、今後の活用や売却を考えているのか、町長に伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員のご質問にお答えいたします。

（1）の町が平成19年2月に皆野・長瀬下水道組合より権利承継し、約20年を経過した大字中野上地内の土地についてでございますが、議員ご指摘のこの土地は下水道処理場用地として、当時の秩北衛生下水道組合が町から権利承継として取得し、昭和55年9月25日に所有権移転登記を完了いたしました。ですが、処理場を現在の場所に決定し、本件の土地が不要になったことから、同組合、当町、皆野町による協議の結果、長瀬町へ所有権移転を行うことで決定し、平成18年2月10日に所有権移転登記が完了した経緯がございます。

権利承継を受けた当時、将来的には定住促進住宅用地として活用することを見込んでおりましたが、職

員が現地を確認したところ、本件土地は主要地方道前橋長瀬線から諏訪沢方面へ未舗装の6尺道路が進んだ先にあることや、地目が畑であることなどを考慮すると、住宅用地としての活用は難しいのではないかと考えているところがございます。今後の活用につきましては、法令等による規制も踏まえ、慎重に研究をしてみたいと思っております。

次に、(2)の大字本野上長瀬消防署跡地についてでございますが、この土地につきましては、昭和11年10月の1日より現在の国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所が雨量観測所を設置をしまして、雨量計による観測を行っております。活用や売却に当たり雨量計の撤去が必要となるため、荒川上流河川事務所と協議した結果、令和5年に新たな雨量計が長瀬地区公園はつらつパーク内に設置をされましたが、このはつらつパークの公園の設置の雨量計と、本件本野上の雨量計との並行観測が必要であるという理由から、現在も雨量計が撤去されていない状況でございます。

令和7年11月26日に荒川上流河川事務所へ雨量計の撤去時期を確認したところ、令和8年度中には撤去を予定しているという回答があったところでございます。つきましては、当面の間、荒川上流河川事務所の対応を注視してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 1の下水道処理場の用地の跡利用、進入路が少ないということは拡張すれば済むことであって、農地なんかははっきり言ってどんなものにでもなるので、定住促進の用地になるのではないのでしょうか。

2番目の雨量計は来年ということなので期待しておりますので、よろしく申し上げます。税金が、固定資産税が入りますので、売却するといいいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 先ほど住宅用地が、(1)のほうですが、難しいということをお答えいたしました。まず、本件の土地については接道がないという理由から、住宅用地として活用することが難しいと考えております。過去には本件以外の町有地も含め、小規模太陽光発電などの幅広い活用を検討するとお答えしてきたところでございますが、引き続き活用可能性については法令等による規制も踏まえて、今後いろいろ検討して、研究してみたいと思っております。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 分かりました。では、次に移らせていただきます。

長瀬停車場線及び上長瀬停車場線の改良の陳情等について伺います。長瀬駅に隣接する長瀬ナンバー1踏切周辺は、歩行者や車両通行量が最も多い踏切で非常に混雑し、地域住民も困っております。長瀬駅の下、アンダーパスですね、下を通して道路を開通させると混雑が緩和され利便性も向上し、なおかつ危険回避が図られると考えております。また、上長瀬駅については駅を含め架橋化し、道路を通すことで利便性が向上し、上長瀬駅周辺が活性化すると考えています。

工事は県が実施することになると思いますので、要望や陳情を県や国に対して行うか、考えているか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、近藤議員の長瀬停車場線及び上長瀬停車場線の改良の陳情等についてお答えをいたします。

長瀬駅に隣接する長瀬ナンバー1踏切付近、以前から本当にあの踏切の拡幅が大きな課題となっております。車両の動線を変えることが周辺の混雑緩和につながるとの結論に至り、まずは、はつらつパーク南側の国道140号に隣接する場所に大型バスの町営駐車場の整備を進めているところでございます。また、車両と歩行者を明確に分けることにより安全確保ができると考え、歩行者は幹線2号の歩道を利用し、踏切内も上長瀬側を通行するよう誘導するため、道路標識や区画線の設置を検討しているところでございます。上長瀬駅周辺は、平成26年度から幹線1号線の道路整備事業を進めているところでございます。

近藤議員の長瀬駅の下に道路を開通させるとの提案は、秩父鉄道の線路の下をくぐり抜けるように県道長瀬停車場線を延伸し、町道幹線5号線に接続させる提案と考えております。あと、上長瀬の駅を含めて架橋した道路を通すとの提案は、県道上長瀬停車場線を架橋化し、町道幹線1号線に接続させるという提案だと考えております。この2本、どちらの提案も秩父鉄道の踏切を立体化させるもので、混雑緩和と利便性の向上、危険回避につながるものと考えられますが、整備のための費用、技術的な検討、費用対効果、県道と町道の管理区分、秩父鉄道との調整など、様々な課題があると考えます。そのため、現在のところは長瀬駅周辺の対策は、車両の動線を変えるための駐車場整備と、車両と歩行者を明確に分けるための道路標識、区画線の設置、あと上長瀬駅周辺の対策は幹線1号線の道路整備をしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 私がお聞きしているのは、要望をするか、陳情をするかということをお聞きしているのであって、今の現状を改良してくれと言っているわけではありません。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 現状では、要望や陳情を行う段階ではないと考えております。まずは整備のための費用、技術的な検討、また費用対効果、県道と町道との管理区分、先ほども申し上げました秩父鉄道との調整などの課題について、県や秩父鉄道と意見交換等をまず進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 再々質問します。

この計画については私の案ではなく、故人であります荒船清十郎先生が考えたものであります。もう半世紀以上あのままになっております。現状を見ていただくと拡幅が十分できているように思われますので、よろしくご検討をお願いいたします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員のお話をお聞きしました。こちらのほうも本当に誠心誠意検討して、いろいろと各方面とも検討したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 分かりました、よろしく申し上げます。

続きまして、3について、日本百景について伺います。新聞社が1927年に日本百景に選定し、埼玉県では長瀬が唯一選定された場所となっております。来年、令和8年に選定されて100年目となりますが、記念行事を実施する考えがあるか、また看板等を設置し観光客誘致につなげる考えがあるか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員の日本百景について、ご質問にお答えをいたします。

看板を設置して観光客誘致につなげる考えはないのか、また100周年を迎える節目、記念行事等を実施する考えがあるかについてでございますが、日本百景は長瀬町観光協会が発行していた「長瀬観光の歩み」によりますと、大阪毎日新聞と東京日日新聞の両新聞社が主催したもので、当時長瀬は観光開発のために長瀬保勝会が設立したばかりであり、宣伝の好機ということで応募したもののようでございます。

現在、長瀬町観光協会ホームページにおいて、長瀬「国指定文化財」「100選の地」内で紹介されております。また、周知もされております。このことから、町としましては現在看板の設置や記念行事等を実施する考えはございませんので、長瀬町観光協会へ議員からの提案をしっかりと伝えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 非常に残念な、宣伝するのにちょうどいい状況ですが、ないということで、予算の都合があるのしょうから諦めます。

では、続きまして、4番目に移らせていただきます。名勝及び天然記念物「長瀬」指定100周年の今後の広報について。名勝及び天然記念物「長瀬」100周年記念式典を昨年開催したことは記憶に新しいことですが、しかし名勝及び天然記念物「長瀬」の説明板がないので、知名度が低いと考えています。そこで、長瀬駅前等に名勝及び天然記念物「長瀬」の説明板等を設置し、より多くの方々に周知を図る考えがあるか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員からのご質問にお答えいたします。

旧親鼻橋から旧高砂橋までの荒川沿い、延長約4キロの区間は、いろとりどりの変成岩と清流が織りなす溪谷美に加え、地質学の宝庫と呼ばれる学術的価値も併せて持つことから、大正13年12月9日に「長瀬」の名称で国の名勝及び天然記念物に指定をされたところでございます。名勝及び天然記念物「長瀬」指定について、説明板の設置がないとご指摘ですが、長瀬が名勝及び天然記念物に指定されていることは、長瀬駅前や岩畳周辺の看板や観光ガイドマップなどにも掲載されているほか、メディアにも多く取り上げていただく際にもご紹介いただくことが多いかと存じます。

年間、去年は320万人を超える観光客の方々が長瀬にお越しいただいております。そのほとんどの方が、荒川や岩畳を訪れることを目的としていることと察しておりますが、名勝及び天然記念物「長瀬」の知名度は低いとは私は考えておりません。また、名勝及び天然記念物「長瀬」の知名度を維持し、さらに高めていくため広報やPRをしていくことは当然必要なことですが、説明板を設置しての広報は現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 再質問します。

私が言ったのは、長瀬についての説明がないので、町長がおっしゃったような文章のある看板が一枚もありません。名勝天然記念物「長瀬」という看板は100個以上は数えてありましたが、一個も長瀬についての説明の看板がありません。日光に行っても尾瀬に行っても、説明板が駐車場の脇にでかでかと掲げて

ありましたけれども、長瀬にはありません。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 質問は。

○3番（近藤一美君） 質問は、看板を設置していただくかどうか、もう一度検討していただけるかどうかです。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 先ほども申し上げました、本当に長瀬も今多くの方々に来ていただいております。ただ、先ほど議員も申し上げました看板につきましては、これからまた新年度も迎えるわけでございますので、いろいろと意見を聞きながら検討はしてまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 町長、よろしく申し上げます、看板については。

では、次に5に移らせていただきます。南桜通りの再生についてですが、伺います。南桜通り、通称桜道、桜新道ですか、秩父音頭の歌詞の一節に「花の長瀬あの岩畳」と歌われた土地のところですか。桜の名所ですが、ちょうど幹線1号線改良工事の際に伐採され、残っている桜は老木化が進んでいることから、近い将来、枯死してしまい桜がなくなることが予想されます。また、上長瀬周辺は道路改良工事の際に一部を植え替えることをしていただきました。今後どのようにソメイヨシノや代替えの桜を植栽していくのか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員の今後どのようにソメイヨシノや代替となる桜の植栽を進めていくのかというご質問でございます。

幹線1号線につきましては、古い桜は植栽して90年以上が経過しており、故死した老木が散見されておりましたが、平成26年度から着手しております幹線1号線の歩道整備工事に合わせて、可能な範囲で桜の植え替えを行っております。上長瀬周辺や彩の国観光トイレから長瀬駅のほうへ向かった一部については、ソメイヨシノやジンダイアケボノを植樹をしております。

本数が減少してしまっているのは、植樹するスペースがない、また道路管理上支障があるためでございます。現在整備の区間につきましても、適時危険と判断される桜につきましては、枯れ枝の除去や伐採等を実施していきたいと考えております。引き続き、残せるものは残したいと思っております。大変長瀬は本当に桜が昔から有名であり、この桜というのはずっと本当は残していきたいと思っているわけですが、今はやりのいろいろなカミキリの関係もありますので、そういう点から本当に残念なことになっております。道路管理上支障がある場合は難しいと考えておりますが、こちらとしても残せるものは残していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 何とか桜が残ればいいのですが、場所と管理上の問題では仕方ありません。5番については諦めます。

6番に移らせていただきます。旧長瀬町立長瀬第二小学校の利用計画についてですが、旧長瀬町立長瀬第二小学校の活用について、旧長瀬第二小学校活用検討委員会において検討しており、今年度中に答申が

出されるということですが、去る10月31日に開催された全員協議会において担当課、企画財政課からの報告に中央公民館として利用する考えがある委員さんがいたとお聞きしました。中央公民館として利用することができれば、施設も整っていて樋口駅にも近いことから立地も申し分がなく、町民の利便性も向上すると考えるので、町は中央公民館として利用する考えがあるか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、近藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

旧長瀬第二小学校の今後の活用につきましては、旧長瀬第二小学校活用検討委員会において検討を進めているところでございます。今年度内には意見を頂戴する予定であり、町といたしましてはその内容を十分尊重した上、活用の方針を決定してまいりたいと思っております。

公民館としての活用に関しましては、10月31日の全員協議会で企画財政課からご報告したとおり、活用委員会の審議の中で委員の一人から公民館として活用するとの意見が示されていることを承知しております。旧長瀬第二小学校は、教室等の施設及び設備に加え樋口駅に隣接する立地特性を有しており、中央公民館機能を含む公共施設としての活用は、町民の利便性向上の観点から選択筋の一つであると認識はしております。一方で、一般的に公民館をはじめとした公共施設としての活用をする場合には、既存施設の配置や老朽化を踏まえた再編の要否、必要な改修、維持管理コスト、運営体制、機能の適合性、地域のご理解と合意形成などを総合的に勘案する必要があると考えられますが、活用委員会ではそうした点も踏まえた上で審議していただいております。

いずれにしましても、現時点での中央公民館としての活用を確定するものではございませんが、活用検討委員会のご意見を十分尊重しつつ、地域の活性化、そして未来ある活用に向け、町としても活用方針を着実に検討してまいります。私といたしましても、旧長瀬第二小学校の活用には、本当に今後樋口地区の活性化のためには大変重要だと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 再質問。

中央公民館の敷地は63%が町なのですが、残りは借り地になっております。施設も老朽化して、暖房機器の入替え等も進んでおりますが、何しろ壁も落ちるような状況になっておりますので、何とか中央公民館を第二小学校のほうに移していただければ、第二小学校は耐震工事も終わっていて、あと15年はもつと思いますのでよろしくお願ひしたいと思いますが、町長の考えはどのようなものなのか、町長自身の考えをお聞かせください。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 中央公民館の今の活用についてでよろしいでしょうか。

中央公民館につきましては本当に、近藤議員も現職のときにあそこで勤務していたと思います。今は行くところも冷暖房についても故障したり、いろいろしている状況であります。今、私としましては、ここで全部修繕するのも考えるところなのですが、先ほど言ったように旧長瀬第二小学校へ中央公民館機能を持っていくかどうかはまだはっきりしておりません。そのことについては今年度中に、先ほど言ったように答申が来ますので、それから今後の今ある中央公民館がどうなるかということも決定をしますので、今回につきましてはその答申を待っている状況でご勘弁をいただきたい。その後、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 町長のお答えは待てということなので、待つことにします。

続きまして、ここまで行くとは思わなかった。7番、ちょっと約束が違うのですが、申し訳ないのですが、法定外目的税の導入について伺います。長瀬は関東有数の観光地であり、令和5年度以降の観光客数は年間300万人以上の方が訪れていることが観光入込客統計調査で確認ができました。町の財政を考えたとき、法定外目的税を訪れた観光客から徴収することで、観光施設の維持や新たな誘客のために活用する可能性があり、さらなる観光長瀬の発展と、住民福祉にも寄与することができると思いますので、町は法定外目的税を導入するお考えがあるか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員の法定外目的税の導入についてお答えをいたします。

厳しい財政状況が続いている当町においては、新たな財源の確保は本当に大きな課題であると考えております。その財源に法定外目的税を導入する考えがあるのかとお尋ねでございますが、現時点では税を手段としてすることがふさわしいか、税以外により適切な手段がないかなど多様な方法を考えているところでございます。

法的強制力を持つ法定外目的税を導入することにつきましては、公平、忠実、簡素という租税の基本原則を踏まえつつ、受益と負担の関係性や使途の考え方、課税方法及び徴収方法の妥当性などについて、住民の皆様の意見を聞きながら慎重に検討を重ねる必要があると考えております。

現在、観光施設の維持管理等に係る費用の財源として、長瀬駅と長瀬アルプスのトイレに協力金箱を設置しておりますが、他のトイレ等にも協力金箱を今後設置をしていきたいと考えております。今後も新たな財源の確保に向けて、様々な方法を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 再質問です。

長瀬町にはこれといったお土産がないので、お土産品に付加価値を、課税するわけにもいかないのですが、年間300万人、10円取ると3,000万円、100円取ると3億円になります。よく考えていただきたいと思えます。取る方法としては、観覧料を取るというのが妥当なんでしょうが、何しろ400平米ぐらいあるということなので、広さがあるということなので導入が無理だということで、できれば消費税ではないですが、何か買ったならば1%の税金を取れば3,000万円になりますので、お考えを直していただいて、導入を考えていただきたいと思えます。町長、よろしく願います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員の再質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、様々な方法を検討して、財源の確保に向けて本当に努力をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 町の財政状況は32%が赤字となっておりますので、何とか検討したほうがいいのではないかと思います。目的税がなければ特産品の開発に力を入れるとか、代替策あるのだったらばお考えを伺いたいのですが。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員の再々質問ですが、いろいろな本当に税金があると思います。また、近藤議員の考えている、これをやったらいいのではないか、これをやったらどうかという方法もあると思います。そういう方法についても、本当にこっちのほうへお示しいただきながら、私どもも考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 次に、5番、村田徹也君の質問を許します。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、行政改革について町長に伺います。

町税収入の令和6年度決算額は7億8,189万5,726円で、令和5年度と比較して約5,090万円減少しております。個人住民税の定額減税等の影響でしょうが、歳入全体の20.2%程度となりました。また、令和7年度及び6年度、当初予算を比較すると、税収は1,525万6,000円増加したものの、歳入全体での構成比は4ポイント低下した予算となっております。歳出における令和7年度当初予算は40億6,953万円と増加傾向にあり、今後、地方交付税等の減額があった場合には、行政の基本である住民サービスを低下させることが懸念されます。そこで、行政改革について次の点について伺います。

1、財政調整基金、減債基金、特定目的基金は将来への備えとして重要だが、今後の活用方針について。

2、教育費支出が令和7年度当初予算額では9.21%程度となっており、令和6年度当初予算の8.15%と比較すると増加していますが、将来を担う子供たちの予算としてはまだまだ低いと考える。教育を充実させるための町の考えについて。

3、人件費比率内訳と抑制計画について。

4、行政のスリム化と歳出削減策について。

以上について伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、村田議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、(1)から、財政調整基金ほか、3つの今後の活用についてです。まず、財政調整基金、減債基金、その他の特定目的基金は、いずれも条例により設置目的及び取崩しの理由が定められており、当町では条例で定める事由に限り財源として活用しているところでございます。

要点を申し上げますと、財政調整基金は歳入歳出予算の不均衡を調整し、災害等の突発的な事由、またその他必要やむを得ない理由により生じた経費に対応するための基金で行っております。また減債基金につきましては、地方債の償還財源として計画的に活用し、将来の公債費負担を平準化し、軽減する役割を担っております。そのため、財政調整基金は当初予算及び補正予算における歳入歳出の差額を充当するための財源として活用し、減債基金はこれまで町が起債した地方債償還額の財源として活用しているところでございます。3つ目の特定目的基金、これは例えばふるさと長瀬応援基金については、ふるさと納税による寄附金を積み立てており、最近では長瀬地区内の公園器具等の整備、また名勝及び天然記念物「長瀬」の指定100周年事業などにご寄附をいただいた方々の意向に沿う事業へ、計画的に利用しているところで

ございます。議員がご指摘のとおり、各基金には将来への重要な備えがございます。条例で定める取崩し理由に限って基金を活用し、安易な取崩しは行わず、着実な積立てと最小限かつ効果的な繰入れに努めてまいりたいと思っております。

続いて、(2)の教育費の支出、当初予算と比較すると増加はしているが、まだまだ低い、教育を充実させるためのご質問ですが、令和7年度の当初予算を編成するに当たり、次代へつなぐ施策として、子供たちの希望をつなぐ施策を含む3項目を重要施策として掲げてまいりました。子供たちの希望をつなぐ施策として、新たにこども広報紙発行事業を予算化したほか、学校給食費の無償化事業の拡充、はつらつ！こども応援金交付事業及び就学通学応援金の交付事業の継続の実施など、将来ある子供たちの未来や希望をつなぐ事業を予算化してまいりました。また、必要な施設保全、学習の質を支える人的体制やICTの効果的な活用など教育環境の維持向上に直結する経費を確保したところでございます。

一方、これまで本町につきましては、第5次総合振興計画及び長瀬町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、重要度の高い事業に効果的かつ重点的に財源を集中させた予算編成を行ってまいりました。そして、この方針は教育費にも例外ではございません。各事務事業の必要性と費用対効果を一点一点丁寧に点検し、成果が子供たちの学びに結実されるよう査定を行う一方、効果に基づく優先度の明確化を行うことで、メリハリのある予算編成をいたしました。必要な事業には予算を配分しつつ、その費用対効果を見極めてまいりたいと考えております。

次に、人件費比率内訳と抑制計画についてでございますが、当初予算における性質別歳出予算の人件費の内訳でございますが、令和7年度が7億5,226万9,000円で、予算全体における構成比15.2%、令和6年度が6億9,567万4,000円で、構成比21%、前年度から6,259万5,000円、9%の増加となっております。近年の人件費の増加要因といたしましては、人事院勧告に基づき、初任給を含めた若い層を中心とした給与を増額改定をしたところでございます。また、特別職や議員も含めて期末手当の支給率を増加したことなど、大きな要因があると考えております。人件費に含まれている費用の内訳としましては、一般職員の給与、期末手当のほか会計年度職員の報酬、また三役及び議会議員の報酬、教育委員、農業委員、選挙管理委員、各種の特別職の非常勤職員の報酬も含まれております。

人件費の比率の抑制につきましては、総務省が示す指標等も参考に策定しております。第6次長瀬町定員適正化計画に基づき、計画的な職員数の管理を行うとともに、退職不補充や会計年度任用職員の活用、それとICTの導入などにより事務の効果化を進めることで、総人件費の伸びの抑制を進めております。また、併せて三役や議会議員をはじめとする特別職の報酬につきましても、近隣町村の状況や人事院行政運営の基本方針を踏まえながら、人件費全体のバランスを見据え、必要に応じて見直しを検討するなど、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目の行政のスリム化、それと歳出の削減についてでございます。行政のスリム化につきましても、第6次長瀬町定員適正化計画に基づき、適正な職員数になるよう努めているところでございます。今の職員数が80名で、一番職員が多かったのが平成18年のとき96名、16名の減となっております。しかしながら、単に職員数を減らすのではなく、住民サービスの低下を招くこととなりますので、毎年事務事業や組織機構の簡素、合理化を図っております。また、事業によっては民間委託や指定管理制度の活用など、いわゆるアウトソーシングを進めることで、少数にあっても作業効果が図れるよう努めているところでございます。

続いて、歳出削減策でございますが、先ほどもお答えしたとおり、本町では重要度の高い事業に効果的

かつ重点的に財源を集中させた予算編成を行ってまいりました。予算の適正かつ効果的な執行の徹底に努めてまいります。具体的には、各事業の必要性と費用対効果を点検して、類似類、重複分野の統合、縮減、執行方法の見直しなどを図ってまいります。特に補助事業につきましては、令和7年度の当初予算編成において、事業予算の執行額が過大なもの、補助金に対して効果が十分でなかったもの、補助金が過大であると判断された11件の事業について148万4,000円の減額査定を行いました。引き続き予算査定における事業検証を通して効果の把握を進め、令和8年度当初予算の編成に確実に反映していきたいと思っております。

一方、必要な歳出増もございしますが、それにつきましては制度の改正への対応、計画の確実な推進、さらには将来の需要に備えるための基盤整備につきましては、住民サービス維持向上に直結するものとして、一定の歳出増が避けられない局面もございします。いろいろ経費につきましては、先ほども申しあげました必要な範囲に限定して計上することで、全体の歳出を抑えてまいりたいと考えております。

議員が先ほどご指摘をいただきました、令和7年度の人件費をはじめとしたいろいろ義務的な経費の増加等、新たに一般会計が増加傾向にある。一方、税収入、本当に伸びが限りがあり、今後の地方交付税等の動向によっては歳出の見直しが課題であるのではないかとこのところでございます。いろいろ事務事業の見直しによりまして、組織機構の簡素化、合理化、アウトソーシングの推進により、少数体制で業務の管理、確保に努めていきたい。そして、行政のスリム化、これから図ってまいりたい、そのように思っております。

税収及び地方交付税の動向を注視しつつ、削減可能な分野は引き続き精査、縮減を進める一方、不可欠な分野における歳出は必要な範囲で確保することで、事業効果の最大化を図っていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 失礼しました。私の質問が悪かったのか、町長の答弁が一般的なこと、ほぼ終始しているようなところだったので、具体的なところに入ります。

まず、基金残高なのですけれども、総務省のほうで平均は13%と言われているようです。当町のを計算すると、財政調整基金ですよ、16.6%なのです。3.6%ちょっと多くなっています。要するに基金積立て、この積立ては確かに必要。ほかのあるのだけれども、基金残高を増やすよりも住民サービスを優先させるという、この考えをどう思い、次年度予算に反映していくのかという非常に難しいところだと思いますが、その点について1点。

それから、減債基金については10億もあるのです。減債基金の説明もしてもらいましたが、減債基金で10億も起債があるのだと。これ一括返金するのが、前回も言いましたけれども、債務を減らすということが積み立てておいてどうするのですか、減債基金。10億円も積んでおいてどうするのですか。借金は23億、今あるのですよ。だから、それ返せるものは返すと、そういう方向がいいのではないかと、そのことについて。

次、教育費について、市町村の目的別教育費支出割合というのが出ているのです。とにかく国のほうでは、小学校費が一番高くて27.4%、次が保健体育費で19.9%、総務費が16.4%、中学校費が14.7%、社会教育費が14.3%、これは市町村別の目的教育支出です。ところが、当町の予算を見ると総務費が56%、保健体育費が22.5%、社会教育費9.0%、小学校費7.7%、中学校費5.6%、あまりにも国のほうの平均とか

け離れているのではないかと。特に保健体育費の22.5%、この中の大部分は給食費なのです。給食費、学校給食費。ええ、保健体育費なの、これ。そのことについてどうなっているのか。保健体育費の95%が給食費になっています。

それから、人件費比率は全国平均だと30から50%だそうです。これは、大きい都市も含めてということで、自治体が小さくなればなるほど人件費比率は少なくなっていくと。市町村人件費割合というのが、令和2年度総務省発表を見ると14%です。当町の場合は、6年度が18.2%、5年度が17.7%、人件費割合を3%程度上回っていると。私、職員数を減らせとか言っているのではないです。職員の給料を下げろとか言っているのではないです。余分な、なくてもいいような委員会費とか、そういうのもあるのではないかと。それを少し見直して、徐々にでもいいからこの人件費比率を下げた方がいいのではないかと、そのことについて。

それから、行政のスリム化、これ一般的な答弁してもらいましたが、これ相当考えてやっていかないと、今までどおり例年どおりになってしまうと思うのですが、具体的にこういう事業についてはとか、そういうものが何か示せるのかどうか、分かる範囲で答弁をお願いします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、基金残高でございますが、現在、財政調整基金のことについては、今の残高は6億3,902万1,000円ということでございます。これを住民サービスのほうへつなげたほうがいいのではないかとということでございます。いろいろ財政調整基金につきましては、今後、本当に先ほど申し上げましたように、何か突発的なことが起こったというようにときに利用するものでございまして、あとは歳出の予算の不均衡を調整したりするものでございます。本当に今大きな災害等もあつたり、いろいろしている中で、お金が突発的に必要な部分もありますので、いろいろとどのくらい本当に必要な額なのだから、そういうようなことにつきまして、改めていろいろ勉強したり検討していきたいと思っております。

あと、2つ目が減債基金の一括返済をしたほうがいいのではないかとということでございますが、私も何年か村田議員の質問の中でもそういうのを聞いたことがあります。いろいろこれから減債基金につきましては、今あるのがちょうど先ほど議員が申し上げましたとおり11億5,200万円ぐらいあると思うのですが、この減債基金につきましては、町がいろいろ変な話、借金をしているもの、これを返す財源として活用しているところでございます。これにつきましては、今後も必要が私はあるのかなと思っておりますが、一括返済する一つの額等を本当によく把握を私はしていないわけではございますが、それを把握してこちらの減債基金のほうの返済、一括返済のほうについては、本当にこれから慎重に検討していきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

小学校の比率については給食費が、22.5%の保健体育費、そのうちの保健体育で使われている中の給食費が95%ということでございますが、このことについては教育委員会のほうでも細かい情報等が分かれば、この後答弁をしていただきたいと思いますと思っておりますので、お待ちいただきたいと思います。

いつもより人件費比率が少ないということでございます。いろいろなものに歳出があると思うのですが、本当に委員会だの、そういう数々の団体やら先ほど言った委員会がある中で、本当にこれが必要なのかどうか、これは今後も続けていったほうがいいのではないかとというようなことについては、見直ししながらこれを抑制していきたいと考えております。まずは見直しが必要と思っております。

あと、行政のスリム化につきましては、具体的な何をどうするかということでございますが、今先ほど

言ったように、議員もおっしゃるとおり人数が低下すればサービス低下にもつながっては困るということから、もうここで十数年前からいろいろと16名の減ということでございます。職員の数につきましては、私は今の80名でも本当は厳しい部分が、いろいろな職員が行う範囲が広がっているものですから、私も一応行政から出身ということで考えると、町役場の職員は1人の職員について多くの事業を抱えているという部分を見ております。そういう部分から、本当に部署では必要な数、増減を含めて増やしたり、あるいは幾らか減ってもいいのかなというように思える箇所につきましては減らしていきたい、そういうふうには思っております。ただ、この行政のスリム化については職員の数が一番の問題になっていると思いますので、役場内のいろいろな組織、いろいろ事業全てを見直しながら、適正なスリム化を行っていかればと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 私が言いたいのは、要するにスリム化、財政の削減という、例えば蓬莱島公園なんかも、あれも要らないではないかと、金かける必要はないではないかと、そういうところも、潰せというのではないですよ。そういうところでも削減していかないと、もう無理ではないかということで、具体的にそういうものを検討。いや、蓬莱島公園をなくせとかいうのではなくても、対費用効果とか最初の投資目的を考えれば、年間3万人が来ているのかどうかとか、私もしょっちゅう行っていますが、そんなふうなところを見直すべきだということでは言いました。

それから今、大変財政状況が厳しいということで広島県の府中市と愛媛県の西予市、この2つの市、ほかでもやってるのですけれども、かなり財政のスリム化について努力しているので、後で見えておいてください。

では、再々質問で、令和4年度人口1人当たりの公債費というのが出ています。令和4年度、横瀬町が3万8,476円、皆野町が3万6,161円、小鹿野町が7万9,939円、長瀬町は4万8,067円ということで、これ小鹿野町は町立病院があるからなのです。見ると皆野、横瀬に比べると約1万円ぐらい高くなっていると、公債費率は。実際には、そういう住民1人当たりが横瀬、皆野より1万円分多く公債費かかっていますよと、こういう現実があります。やはりそのことから、早期償還ということに目安をつけなければ、これは減っていかないと、そのことについて。

あと教育費なのですけれども、これも令和4年度決算から、令和4年度です。大分古い資料しか出てないので、横瀬町13万1,753円、概略で言います、13万円。皆野町5万7,000円、小鹿野町5万6,000円、東秩父村7万円、長瀬町4万2,171円、これ人口1人当たりの教育費、令和4年です。これは、やはり教育にかけるお金が少ないという予算に長瀬はなっています、ずっと。これをどう認識するかと。つまり教育への投資、これはコストではなく未来への投資ということだと思えます。コストではなく未来への投資。ですから、やはり教育費予算は上げていかなければ、具体的にはそれどういうことというのはまた考えていただいと。子供たちの見守りとか、そういうところにお金が出せればいいのではないかと。

あと小中一貫教育検討委員会、これに答申を受ける時期になっていると思えますが、町としての考えはあるのかどうか。それから、答申が出た場合、これ今すぐには難しかったら後で結構です。施設一体型義務教育学校とか施設分離型一貫教育とか、現在のままの状況で一貫教育をやる、その場合の予算組みというのはいまもうしてあるのかどうか、町として。いずれどちらかに進まなければなので、これも教育費にかけるお金ということで、もしそういうデータを町で出しているとしたら、その金額等について伺いたいと思

います。

それから、最後に、要するに行政のスリム化とか人件費削減とかいうことについて現状分析、目標設定、対策を立てる立案、実施と評価、それから職員間のコミュニケーション、こんなふうなことで、ぜひスリム化を町長の独断ではなくやっていく方向がいいのではないかなということですが、これからでもそういうふうな計画があるのかどうか、簡単に答えられる範囲で結構です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） いろいろ予算のほうのお話をいただきました。本当に私、地元で蓬莱島公園もありますが、あそこを見ますと、本当に今は人もあまり来ていない状況が見えます。夏場とかそういうときは、隣接したキャンプ場等もありますので利用者はいるのですけれども、本当に寒々としているような感じになっております。そういうようなところ、本当にいろいろ公園、あるいは施設あります。いろんな何十か所もあるところを、今後全部見直していかなければならないかなと考えておりますので、その点については、ここにこんなくらいお金をかければどうか、ここはもうお金は要らないのではないか、そういうようなことについて本当に考えていく必要がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、公債費の部分については、長瀬は横瀬、皆野より1万円ほど高いということになっておりますが、これについてはまた調査をさせていただきます。

教育費についても、横瀬町がすごく何か圧倒的に高い13万円というようなお金も出ております。こういうのも本当に、これから私はどうしてなのかなというのも考えなければならぬ、内容をまず知らなくてはいけないと思いますので、そういう教育費の中身、人口に対する1人当たりの教育費は、こんな額はこのように使っているのだというようなことを私なりに勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと、小中一貫教育、これから年度内にはいろいろ答申が出てくると思っておりますが、これは本当に私個人の考えなのですけれども、私は今の長瀬第一小学校、長瀬中学校の校舎も本当に老朽化しております。私は本当に個人の考えなのですが、2つある学校を1つに統合して、コンパクトでも本当に小さくても最低限の規模の学校を1つにまとめて、中心的なこの周辺、中学校周辺とか、そういう場にできればなと私は考えております。予算については、企画財政課のほうともいろいろお話を聞いている中では、やっぱり今過疎債等が令和12年に終わってしまいますので、本当に過疎債等も有効利用しなければならないという考えもあります。それを含む予算を、これから3月までには大まかな予算を、企画財政課とも大体大まかな予算でこのくらい支出がある、この中で使わなければならない、あとは給食センターを併設するのがこれだけ増えるのではないか、体育館を新たに建てるのがこれだけ増えるのではないかということで、全体的な予算をやっていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、次に移りますが、最後の町長の答弁、だからこうやったら幾らぐらいだろうとか、現状なら幾らだろうとか、そういう試算額を町として出してみても取り組まないとか先へ進まないよということを言いたいので、次に行きます。

小学校の教科担任制の導入について、教育長に伺います。文科省では、令和4年度から4年間をかけて、小学校の教科担任制の導入を推進しています。この実施については、教育委員会が校長や教職員に教科担任制を導入する趣旨を分かりやすく伝え、保護者への理解を深めることも不可欠と考えられます。導入に

際しては、時間割作成の複雑さや職員間の授業時間のアンバランスなど、解決しなければならないデメリットも推測されますが、導入すれば教職員の働き方改革にもつながり、学ぶ側の児童にも小学校から中学校への円滑な接続、俗に言う中1ギャップの解消などメリットも大きいと思います。当町の進捗状況と今後についてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

小学校における教科担任制につきましては、中央教育審議会等の協議を経て、授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減等を目的として、令和4年度から本格的に導入されました。文部科学省においては、教科担任制の推進に必要な教職員の加配定数を措置することとし、段階的に取組を推進することとしております。

当町におきましても、令和4年度から教科担任制を実施し、長瀬第一小学校においては令和4年度、5年度は5、6年生の理科、令和6年度は5、6年生の理科と社会、本年度は3年生から6年生までの理科と社会、5、6年生の図画工作の授業について、教科担任制により実施をしております。ご指摘いただきましたとおり、時間割作成の複雑さや職員間の授業時間がアンバランスになるなどのデメリットはございますが、授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続、多面的な児童理解、教師の負担軽減等について効果が期待されているところでございますので、県教育局に対して教科担任制推進加配をお願いすること等により必要な教職員を確保し、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 先日も総務教育常任委員会で、学校のほうに視察に行かせていただきました。社会科の授業は、この要するに教科担任制の先生の授業だったと記憶しております。文科省のほうでは、算数、理科、英語、体育等を示しているようなのですが、理科と社会、あと図工が1ということなのですけれども、算数とか英語等については当町ではまだ取り組んでいないというふうな状況だと思いますが、先ほども私は町長に教育予算と言ったのですが、文科省の当然、県からの加配、これはごく限られた人数になってしまうのです。ということで、予算的にも教育委員会として子供たちのために、要するに33人けれども、2クラスに、今第一小でも1学年やっていますよね。分けて2つの、せめて学年が上がったらばクラス替えができるような形を取るほどの町に予算を計上していただければ、子供たちに目が行き届くというふうなこともあるので、そのようなことをぜひ教育委員会として進められるように、町サイドの呼びかけというのをさせていただいたらどうかというふうなことについて。

それから、確かに1学級並行だと、意外とやりにくいですよ。2学級あれば、こっちの先生が国語と社会を持って、こっちの先生が数学と理科を持って、それはお互いのクラスを授業の交換という形でやればできるのだけれども、今度は学年間になってしまうから、でも工夫すれば5年生と6年生の社会と国語はこの人が持つと、それから違う教科は自分の得意分野かどうか、そんなふうなので教科担任制をひっくるめたものができるのではないかなと思いますので、そんなふうなことについて。

あと、長瀬小中学校では多分非常勤講師というのをお願いしているというふうなところも随分あると思うのですが、若い先生など、もしかして非常勤講師だと、例えば皆野の学校も行っているし長瀬も行っている、熊谷のほうまで行ったりと、虫食いのように勤務状況が苦しいという立場の人も出てくるような気がします。そんなふうなところへの配慮、非常勤教員の実態を、長瀬に来ていただけではなくてここにも

行っているというのは把握されているのかどうかということについてお伺いします。

あと、現在もやっているとは思いますが、小中の乗り入れ授業、これ意外と難しいと思うのです。中学校の先生は教科担任である程度やっているのが、そこから小学校へ行って授業をやるとかというのは、それ相当計画的にやらないとできないと思うのですが、そういう乗り入れ授業は年間どのくらいやっているのか、こういうふうなことについてお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

教科担任制の推移につきましては、先ほど申し上げたとおりですが、算数と英語については議員おっしゃるとおり、当町では実施をしておりません。しかしながら、算数はこちらのほうは教科充実指導加配等がございまして、少人数の指導を実施できる体制を取っております。ですので、この場合には少人数でクラスの担当によって、平均的ではなくちょっと人数が偏りはございますが、分かれて少人数での授業を実施しておるところでございます。

また、教科担任制していく場合に、確かに議員おっしゃるとおり複数のクラス数がある場合には、学級担任間の授業交換ができるのですが、当町の場合それができないというところが非常に難点ではございます。そのために、現在では教科担任制の加配をいただく、それから非常勤講師につきまして、1名教科担任のための加配をいただいております。本校にいただいている非常勤講師は、先ほど申し上げましたように1名おりますが、兼務はしておりません。長瀬第一小学校1校のみに毎日ご勤務いただく形を取っていただいておりますので、あちらこちらに行くというような形は取っておりませんので、ご了解いただければと思います。

それから、小学校、中学校の連携をした授業につきましては、校長会等でもなるべくお願いをしているところではございますが、やはりどちらの学校も先生方を離れている場所に移動させての授業体制となっていくわけですので、その時間等の確保がかなり難しいということ、お話は伺っております。本年度は、体育の授業について数時間行っていただいているのが事実でございます。私としては、これから卒業式シーズン等を踏まえながら、音楽の時間等にも来ていただけるように働きかけをしていく予定でございます。

それから、英語につきましては、すみません、ちょっと答弁が漏れましたが、ALTを本町では来ていただいておりますので、こちらの先生との、担任の先生が非常にうまく乗り入れた授業をしているのが事実でございますので、この辺は安心をしているところでございます。答弁漏れございましたら、またご指摘いただければと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、当町の年間標準授業時数というのが学習指導要領で示されていると思いますが、小1が850、2年生が910、3年生が980、4年生から中学生は1,015時間というふうなことが示されていますが、これを大分下回ったり上回ったりというところもあるような、私立学校はまたちょっと違いますけれども、これは大体標準的なところでやっているのかどうかということ、まず1点お願いします。

それから、ブロック担任制というのもあって、例えばさくら組ですか、特別支援学級というのですか、そういう先生と担任とか入れ替わって授業をやったりとか、そういうブロック担任制みたいな形をこれから導入する、またはやっちはいるのだよというふうなところがあるかどうか。そうでないと、どうしても

単一学級でこれからずっと将来的に行ってしまうということが見込まれるので、やはり不登校も非常に増えているというふうな数値もこの間文科省からも出ていますので、先生が替わるというふうなことも含めてブロック担任制みたいな形も進めていければいいと思うのですが、そのことについてどうかと。時間もないので、そのことだけでお願いします。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 村田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

今お話がございました標準授業時間数でございますが、以前はこの標準授業時間数をかなり多めに計画をし、実施をしていくようにという国からのお申出がございましたが、現況は標準授業時数にぴったり当てはまるものであればよろしいと。逆に県からの指導では、標準授業時数を大幅に上回ることはないようにというご指導も受けておるところでございます。当町におきましては、標準授業時間数のやや多いぐらいのところ、県からのご指摘をいただくことはないように、きちんとした標準授業時数の計画を立てております。

続いて、ブロック担任制のことについてでございますが、現在はこのブロック担任制については実施はしておりません。議員おっしゃるとおり、単一学級というところが非常に心配なところでございます。そこで、先生方というところで、当町でも先ほどから議員からのご指摘のとおり、教科担任制の推進のための加配、それから小学校専科非常勤講師のこちらのほうの要請、こういうふうなものを増やしまして、先生方の授業時間数も減らすとともに、子供たちにとっても大きなメリット、中1ギャップを迎えていくことのないよう、そんなふうな取組を今後も進めてまいりたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、次に移りますが、ぜひ先ほども申しましたとおり、不登校が増えていると。子供の数が減っているのに不登校が増えているというふうなことで、ぜひ町長にも耳を傾けてもらいたいと思うのですが、子供たちに行き渡るような町独自の加配、県からのほうではなくて、予算を取った加配を考えて子供たちに目を向けていただきたいと思っておりますので、余分事ではあります、最後に申し上げます。

次に、遊休農地や耕作放棄地の拡大防止について、産業観光課長に伺います。町内の遊休農地や耕作放棄地の割合は増加傾向にあるように感じられ、雑草に覆われて灌木が生えた農地が多く目につきます。遊休農地の増加は、中山間地域の農業にとって共通の課題となっており、様々な施策を展開していると思いますが、後継者不足や町の特産品としての農作物がないのではと思われることから、さらに深刻化するのではないかと危惧されます。そこで、この現状について、次の点について伺います。

- 1、遊休農地及び耕作放棄地の面積、面積はいつでもいいです。農地に占める割合について。
- 2、遊休農地及び耕作放棄地となった主な理由について。
- 3、遊休農地及び耕作放棄地対策で利用できる補助金と利用状況について。

4、遊休農地及び耕作放棄地対策には、町主導による作物栽培が有効と考える。小鹿野町の黄金かぼすや、横瀬や吉田で栽培されている借金無し大豆のように特産品としての農作物は何か候補あるのか。また、農作物販売の経路開拓について考えがあるかお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の遊休農地や耕作放棄地の拡大防止についてのご質問

にお答えいたします。

まず、1、遊休農地及び耕作放棄地の面積と農地に占める割合についてお答えいたします。町内の遊休農地は、令和6年度の県遊休農地調査では、田畑合計約12万9,000平方メートルでございます。農業委員の方の現地調査を基にしております。町内全体の農地は、令和6年度の農地台帳の面積では、田畑合計322万平方メートルとなっております。町内の農地全体に対する耕作放棄地の割合は、令和6年度で4.01%となっております。

次に、2、遊休農地及び耕作放棄地となった主な理由についてお答えいたします。農業従事者の高齢化及び農地所有者が長瀬町内に住んでいないことが原因と考えられます。農地だけではありませんが、農地を相続しても長瀬町内に戻ってくることに、また戻ってきても耕作をし続けることが難しい現状であると考えております。

次に、3、遊休農地及び耕作放棄地対策で利用できる補助金と利用状況についてお答えいたします。長瀬町農業振興支援事業補助金の中に、遊休農地耕作再開支援事業がございます。遊休農地において耕作を再開する農業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。補助要件は、町内在住の農業者であり、町内において300平方メートル以上の休耕中の農地において耕作を再開し、5年以上耕作を継続する意思のある者となっております。補助対象経費は、耕作再開に必要な樹木の抜根、刈り払い等であり、補助額は補助対象経費の2分の1であります。上限額は5万円となっております。当該土地に関して1回限りの交付でございます。利用状況については、令和5年度に2人の利用がございました。

次に、4、遊休農地及び耕作放棄地対策には町主導による作物栽培が有効と考える。小鹿野町の黄金かぼすや、横瀬や吉田で栽培されている借金無し大豆のように特産としての農産物は何か候補があるのか。また、農産物販売の経路開拓について考えはあるのかについてお答えいたします。特産品としての農作物につきましては、長瀬町の地質、気候、降雨量等の地理的条件等を把握している秩父農林振興センターの担当職員に相談を行うなどして、農産物による特産品開発を図るようしてまいりましたが、なかなかこれはいいといった農産物はありませんでした。その中で、令和5年2月、令和6年2月、令和7年2月に町主催によるレモンの栽培講習会を開催し、町民の方に参加をいただきました。講習会終了後、参加者には担当職員が差し木で育てた自然物のレモンの苗木を配布させていただきました。差し木から育てていきますと、レモンの実がなるまでに10年から15年かかります。時間はかかりますが、根づいて町の特産品になるよう進めていきたいと考えております。

農産物販売の経路には、JAへの出荷、卸売市場への出荷、直売場での販売、スーパーなどの小売店での販売、ネット販売などがございます。販路先に応じて求められる生産量や品質、価格設定のほか、通年取引なのか、時季取引でも可能なのか、また手数料の有無なども異なり、農業者といえども経営を踏まえた具体的な販路先との協議が重要なポイントとなると思われます。現在のところ、販路開拓の支援のお声はありませんが、相談があった場合には適切に対応してまいります。なお、6次産業化による新商品開発や販路開拓の場合には、県でサポートセンターを設置し、支援を行っております。今後も相談内容によっては、そうした情報提供にも適切に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） あと5分ぐらいですよ。なかなか課長も答弁が難しいのではないかなと思います。先ほどの数値、例えば遊休農地が4.01%と、私は40.何%ではないかなと思っております。遊休農地、

耕作放棄地、だって車で走ればそこら中空き畑、草ぼうぼうでしょう。なぜかという、これ調べたのですが、土地の一部で僅かに自家用野菜を栽培している場合なども、遊休農地に分類されると出ていたのです。もう一回言いますよ。土地の一部で僅かに自家用野菜を栽培している場合なども、遊休農地に分類されると。ということは、長瀬町の農業も、本当にハウス栽培ではなくてやっている人は、今3軒だけなのです。イチゴだとかブドウとか、それ以外は。ほかの人は、ほとんどがこれに該当するのではないかなと。当然私もそうです。土地の一部で野菜を作っている。これは遊休農地に分類されると。これは分類の仕方が違うのだと思うのですが、課長が言われたようなことではなくて、もう少し頭を柔らかくしていただいて、実際問題として長瀬町の農地として、あまり活用されていないというところがどのくらいなのだろうと。農地法も調べてみたのだけれども、非常に古い昭和27年のものなので、読んでも私なんか理解できないのです。今回質問するのに1回読んでみたのだけれども、嫌になって途中でよしました。理解できないところがある。

やはり農業委員会の役目とか、いろいろありますけれども、農業委員会も月1回定例会やっていると思うのですが、なかなか大変だとは思いますが、農業センサスとかいろいろ調査がありまして、実質問題として、これ国に出さなくても長瀬町として、要するに耕作されていない土地がどのくらいあるのだろうと。そういうのでやっていかないと、だって食料自給率が38%くらいですよ、日本は。これから50年、100年たった先にどうなのだと。例えば太田で小麦を作っていますが、あれはほとんどイチローズモルトでみんな買い取ってくれているのです。だから町としても、そういうところで小麦が足りないと、取ってくれるということであれば、何とか昔のように小麦を作って、それを集めてイチローズモルトさんに、地元のウイスキーのもとにしてもらうとか、そうでないと、レモンを作っても15年かかる。15年かかってレモンどうするのか。もう計画はあるのですか。そのレモンをどうするか。カボスのまちとかいうのもテレビでもやっていましたけれども、やはりやるのだったらそういう先を見越して、確かにレモンが悪いとかそういう問題ではなくて、またこれから新たにそういうところを、課としてぜひ長瀬町でも、みんなが何とか取り組めるような農作物を作ると。

もう最後の一言ですが、80代の農業でやってきた人に言われました。「わしは農業をやってみてばか見た。もう国の支援もない。イチゴ栽培とかそういうのだったらいいけれども、私の場合には年金も一番下。給料も出ない。作物も駄目。後継者いるけど何もやらない。これどうしたらいいんだろう。弱ったもんだ」、そういう話を聞きました。

以上、再質問で1つだけ答えていただければ。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、長瀬町での耕作放棄地については、農業委員の方に9月、10月で現地調査していただいて、それで把握しているのが現状でございます。それ以外の今、把握方向がちょっとございませぬので、またそういったほかの市町村など、どうやっているか調べてみたいと思うのですが、なかなか限界があるかと思っています。長瀬町としても、長瀬町は地形上の制約から集団農地の適地が少なく、耕地面積にも限りがあるのが現状であります。ただ、こういった状況であっても、農業生産者の中には意欲ある後継者の方や、新たに農業を始める移住者の方なども出てきていますので、ブドウについては6軒あるのですけれども、3軒の方は後継者が出てきています。あとは移住して農業を始めている方もいらっしゃいますので、そういった方への支援など、厳しい状況ではございますけれども、そういった町として

は意欲ある農業者の活動に期待をしていく。そういった支援を、県などを含めて、県と町が一体となって支援をしていく、そういったものを続けていくしかないかなと考えていますので、そこら辺そういったことでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

〔「遊休農地の分類、それだけ聞きたかったのです」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） 先ほどだと、土地の一部を使って農地をしている、家庭菜園などのことだと思うのですが、長瀬町としてはその…

〔「長瀬町ではなくて、国のほうでこういうふうに言っているの、それはどうなのかということ。後でもいいです」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） それはちょっと調べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） これで暫時休憩にいたします。

休憩 午後零時12分

再開 午後1時15分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（関口雅敬君） 次に、2番、村田武彦君の質問を許します。

2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） それでは、私から一般質問をさせていただきます。

内容は、止水板設置補助金の創設についてです。近年、ゲリラ豪雨や台風による大雨被害が増えていることから、止水板の補助金制度を設ける自治体が増えております。私は、既に止水板の補助金を設けている近隣自治体を訪問し、担当者から補助金の制定に至った経緯等の説明を受けるとともに、実際に止水板を確認したところ、非常に軽くコンパクトで、土のうに比べセッティングも容易で、止水時における緊急事態に住民が迅速に対応できることから被害軽減につながると思いますので、購入費や設置工事の一部を公的に負担する補助金を創設する考えが町にあるのか伺います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、村田議員の止水板設置補助金の創設についてお答えいたします。

近年は、台風による集中豪雨のほかに、ゲリラ豪雨と呼ばれる局所的に短時間で降る激しい豪雨などが増えております。長瀬町でも、記録的大雨となった令和元年の台風19号では、浸水被害が発生をいたしました。また、町で作成する水害ハザードマップでも、多くの家屋の浸水が想定されており、その対策は重要な課題と認識しております。町における浸水対策につきましては、台風により大雨が予想される際には、住民からの要望により、土のうの配布を行っております。また、町道から雨水が住宅敷地に流れ込む場所

や、水路からの溢水の可能性がある場所につきましては、事前に土のうを設置したり、構造上の問題がある場所につきましては改良工事を行うなどの対策を行っております。

止水板設置補助金につきましては、現在、補助制度は創設しておりません。近隣では本庄市が補助制度を創設しており、県内でも複数の市町で補助制度を創設しているようでございます。今後は、他の市町を参考に止水板の設置の効果、活用方法、国、県補助金の有無などを研究し、実施の可否を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） それでは、再質問させていただきます。

恐らく令和元年の集中豪雨のときだと思いますが、そのときに大雨被害が予想される地域で、土のうを約300個積み上げたそうです。それは1地域ですね。そのような状況が起きる可能性がある。今で言う線状降水帯に伴う集中豪雨とかございますので、いろんな市町村も、そういった補助金の制定を考えるとところが多分にあると思います。

先ほど申し上げましたように、止水板なのですが、これは1基の重さが、製造メーカーによるのですが、約2キロから4キロで、これを置くだけで、床上、床下の浸水被害を相当防げることが既に立証されております。皆さんご存じのように、何しろ土のうは重く、扱いにくい。設置もそうですが、片づけも非常に負担となっております。それに比べて、軽量で扱いやすい止水板の需要は年々増加傾向にあります。そのため、製造メーカーには多くの地方自治体や会社等から問合せが殺到しているとの話を聞いております。少ない予算額でも、住民のために行政ができることはたくさんあると思います。いつ予想不能な大雨が降るか分かりませんので、ぜひとも早期の補助金の創設をしていただきたくお願いいたします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

早期の補助金等の確認をするようにということでございます。敷地への水の流入場所が限定される場合などは、止水板の設置が効果的と本当に考えられます。令和9年の台風19号の浸水の被害は、野上下郷、樋口駅周辺、また岩田の白鳥橋の下流など、そこが荒川の増水によるものが多くなってきております。長瀬町においても止水板の設置が有効なのかなと、これから本当に調査を行ってまいりたいと思っております。

また、活用方法については、補助金の交付、また町で購入して貸し出す、そういうふうな方法とか、町で設置するなど、いろいろな活用方法が考えられますので、これから検討してまいります。

厳しい財政状況の中で、財源の確保が必要となりますので、国、県、補助制度の有無をこれから早急に検討してまいりたいと、そのように思っております。

○議長（関口雅敬君） 2番、村田武彦君。

○2番（村田武彦君） 今、町長から非常に有意義なご発言をしていただいたと思いますが、ほかの補助金を制定している市町村も決して予算額は大きくない、もう数十万円の市町村もあります。先ほど本庄市のお話が出ましたけれども、たしか本庄市だと年間50万円ぐらいの予算で、周知がまだまだ不十分で、実際の利用というのは、申請は少ないみたいですが、実際にそういった大雨のとき、この止水板、ユーチューブとかいろんなものも出ているのですが、私もこれも全部見て、メーカーにも問い合わせパンフ

レット等も頂いているのですが、それを効果を見ると、相当な被害軽減になるかと思えます。ぜひとも前向きにご検討いただければありがたいです。

以上で質問を終わります。

○議長（関口雅敬君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 通告に従って読ませていただきます。

1、鈴木町長の「町議選で公選法違反」事件について、町長にお伺いいたします。

11月7日に発行された朝日新聞朝刊に、長瀬町長に「買収の可能性」「町議選で上限超える運動員に報酬」という見出しが掲載されました。記事の内容は、2年前初当選した町議選において、法定上限を超える57人に66万円を支払っていたと選挙運動費用収支報告書などから分かったとあり、公職選挙法等では、報酬を支給できる車上運動員らの人数の上限を、町議選は1日7人、選挙期間5日間で延べ35人以内と定めていることから、県選挙管理委員会は「公職選挙法に違反し、買収に当たる可能性がある」と書かれておりました。

また、記事の中で、町選挙管理委員会は今後、鈴木氏から人数超過が生じた経緯などを確認し、「警察にも相談するとしている」とあり、鈴木氏は取材に「報告書は自分で書いた。報酬を支払える人数の上限があることは分かっていたが、35人を超えていないかチェックを怠った」と説明。「大変申し訳なく思う」と話したとありました。この報道から、次の点を質問いたします。

- 1、人数の上限があることは知っていたようだが、35人はいつ知ったのか。
- 2、超過した運動員は、どのような業務に従事していたのか。
- 3、人数超過及び買収行為に対する罪状や罰則について。
- 4、違反実行について、今後どのように「けじめ」をつけられるのか。
- 5、町議会選挙において公費負担を受けたが、返還する意向はあるか。

これは、ちょうど11月7日の報道で、直後の11月17日が一般質問の締切りでありました。それで、ぎりぎり質問を出した後に説明会があったことを一応報告しておきます。

以上、回答をお願いいたします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 新井議員の、鈴木町長の「町議選での公選法違反」の事件についてのご質問、お答えをいたします。

まず、(1)の人数の上限があることは知っていたようだが、35人はいつ知ったのかについてでございますが、令和5年3月24日に実施されました長瀬町町議会議員一般選挙の立候補予定者説明会の際に、町選挙管理委員会から説明により、車上運動員等の支給できる報酬について、延べ35人までという上限があることは把握しておりました。

次に、(2)、超過した運動員はどのような業務に従事していたのかについてお答えいたします。主に車上運動員として、選挙期間中の活動に従事していただいた方々になります。

次に、(3)の人数超過及び買収行為に対する罪状や罰則についてお答えいたします。公職選挙法の第

197条の2及び同法施行令第129条において、報酬を支給できる選挙運動従事者の人数に上限が定められています。令和5年4月23日執行の町議会議員選挙の記録を確認したところ、延べ58人の報酬を払っていたことを把握いたしました。この延べ人数は、法令で定められた35名を結果として上回るものであり、法令の定める抵触に可能性があるものと認識しております。

罰則に関しまして申し上げますと、公職選挙法第221条に買収及び利害誘導罪が適用されておりますが、同罪は当選を得る目的で便宜を提供した場合が成立要因とされております。今回の件につきましては、最終的な人数確認が不十分であったことが原因であり、故意に法令に反する行為を行う意図は一切ございませんでした。

先月27日、町選挙管理委員会からの照会に対し、経緯を文書で回答し、関係者にも事情を説明した上で、任意に返還いただき、修正した収支報告書を提出をいたしました。

なお、買収に該当するかどうかは、警察等の捜査機関が判断する項目であり、私のほうから断定的にお答えすることはできません。

次に、(4)の違反行為について、今後どのように「けじめ」をつけられるのかについてお答えをいたします。今回の件により、町民の皆様本当にご心配をおかけをいたしました。町政への信頼を損なう事態となった責任を重く受け止めております。この責任を取るということで、給料の50%を3か月間減額する条例案を今定例会に提出させていただいております。

次に、(5)の町議会議員選挙において公費負担を受けたが、返還する意向はあるのかについてお答えいたします。長瀬町議会議員一般選挙における選挙運動に対し、ポスター制作等の費用として31万3,834円の公費負担を受けております。選挙公営制度は、候補者間の選挙運動の機会均等を図り、被選挙権の実質的な保障を目的とする制度であり、公費負担を受け取ることができない場合としては、候補者の得票数が供託物没収点を下回った場合に限られています。そのため、公費負担と同額を任意に返還することは、公職選挙法が禁止する寄附行為に該当する可能性があるため、返還を行う意向はございません。

このたび私の確認不足により、延べ人数が上限を超えてしまいました。結果として、町民の皆様にご心配をおかけしたことを改めておわびを申し上げます。今後はより慎重な確認と法令遵守を徹底し、同様の事態が生じないよう取り組んでまいります。町政運営に当たりましては、誠実かつ公正な姿勢をもって信頼回復に努める所存でございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 2回目の再質問に入る前に、昨日、何か記者会見というのをして、詳しくいろいろやり取りしたようなのですけれども、そのときの模様を、意見のやり取り、それから質疑のやり取り、その辺のことを報告いただきたいのです。これは1回目の回答としてお願いいたします。

○議長（関口雅敬君） ちょっと待って。これ一般質問をやっているので、一般質問を進めてしまってください。再質問をお願いします。

○9番（新井利朗君） まだ、再質問するのにちょっと補足が必要なのです。急遽場面が変わってきたので。

○議長（関口雅敬君） では、それで聞いてください、2番目で。

○9番（新井利朗君） それでは、2番の再質問として、町長にも昨日の記者会見でのやり取りの模様をちょっと詳しくお話しさせていただきたいと思っております。それに、また補足するように、企財課長にもそのやり取りを報告してもらいたいと思っております。それから、選管を管理します総務課長のほうからも、選管の動きを報

告いたきたいと思います。ということをお願いしておきまして、再質問に入らせていただきます。

先ほど、令和5年の3月の説明会のときに35名であることを言われて知ったというふうに言われましたけれども、実際のところ、それは聞いて知ってはいたけれども、ずっと守らない状態が進んでいって、この間、11月6日の日に記者に聞かれて初めて、えっということだったのではないかと思うのです。それから、なおかつ日にちがたって、さらに11月の末に訂正するまでになりましたけれども、この頃になって、はっきり35人であるということを知ってきたのではないかなということで、知ってはいたけれども、守っていなかった。また、そういうことであったということが言えると思うので、その知った時期ということについての矛盾についても、改めてお聞きいたします。

それから、車上運動員として22名ですか、オーバーしていた、23名か、ことについて、この人たちの運動した内容を少し詳しく、どんなふうにしてこの5日間、選挙期間中行動していたのか。女性は1日1万円、男性は1日1万5,000円というふうな報酬が支払われておりました。選挙運動とか活動内容を詳しくお願いいたします。

それから、人数制限があるということは、最初に言われて知ってはいたのですけれども、守ってはいなかった。違反になると、選挙違反になるという、公職選挙法違反になるということは当然ご承知だったかと思うのですけれども、そのことについて、違反になることは知っていたというふうにこちらで取らせてもらってよろしいかと思いますが、どうでしょう。

それから、町長選挙を含めて、ほかの選挙違反はないのかということで、町長選挙を含めてというよりも、この間11月の17日に初めて説明会があったときに、私がほかに違反していることはありませんかということを知ったら、これについてはないとはっきり断言されたのですけれども、ひとつ安心していましたら、少しまた出てきたような状態がありました。それは出納責任者にも、いわゆる立候補予定者へのお知らせの中に、出納責任者には報酬を支払うことできないというふうに書いてあるのですけれども、これも支払っていた、そういう事実を書いた報告書が令和5年の5月8日に選挙管理委員会に提出されたわけですよ。そして、ずっと来ていたところが2年半たって、今回いろいろと言われたら、今度それを調べて、選挙管理違反になるから、逆に35人に収まるように修正して提出したということは、考えてみますと事実を書いて出したのが5年の5月です。そして、修正してうそを書いて出したのが今年の11月28日ですか、そんなふうな日にちになっていってしまうのではないかと思うのです。

収支報告書の最後のところに、この報告書は公職選挙法の規定に従って作成したものであって、真実に相違ありませんということで書いてあって、日付とか出納責任者、住所、それから事務担当者とかいうのが書いてあります。そういうふうなことで、事実を書いて出したのが令和5年であって、事実でないことを書いて出したのが今年の11月の28日というふうにとれるのですけれども、そういうふうにとってしまうとよろしいでしょうか。

あと、非常に今回、この事件というのは重大な事件であったと理解してもらいたいのですけれども、それほど重大な事件であったというふうな形でなく思われているような感じがするわけです。それはなぜかといいますと、長瀬町役場のホームページに「町民の皆さま及び関係する皆さまへ」という一文が載っているのですけれども、何かこう謝罪するような文章ではなくて、ただちょっとした、ある人が言うには、これは自白しているようなものだということで、自白と言いつつ知っているというふうな感じに分析した人がいましたので、そういうこともあります。ですから、そんなに重要視した受け取り方をしていない。そして、考えてみると、今度減給をするから、それでいいかと思わせてしまうような感じになっているのです。

けれども、実際のところ、まだそのときの質問にすることかもしれませんけれども、この町議会議員選挙のときの違反のあれで3か月減給が出てきたのか、町長選挙減給も含めて、これはまた先のことになりま
すけれども、含めて減給が入っているのか。そのこともまとめて、今取りあえず聞いておきます。そうで
ないと、また聞ける機会がなくなってしまうかもしれませんので、取りあえずそういうことをお聞きして
おきます。

○議長（関口雅敬君） 町長にちょっと申し上げます。この通告の範囲内で答えられる範囲で結構ですから、
答弁を、ではお願いします。

町長。

○町長（鈴木日出男君） まず、一番冒頭に、新井議員の再質問にお答えします。

最初、記者会見、昨日の関係なのですけれども、そのやり取りということもありました。昨日の午後1
時半から記者会見を行いました。記者会見は、私が当選した後から、長瀬町はこういう記者会見をやっ
ていなかったということで、初めて今回こういう記者会見を設けて、今年の9月頃、日程を決めたわけでござ
います。それがたまたま昨日になったということでもあります。

記者会見のやり取りというのは、4回ある、どこの市も町も定例議会の前に議案の説明とか、今まであ
ったイベント、また今後の行事等を説明する機会ということで、議会前に行うのが慣例になっているよう
な状況でありましたので、昨日12月の8日に行ったわけでございます。

このことについて、記者のほうから言われたのは、まず給料については、これは自分で決めたことか、
そして、これはいつから行うのか、幾らの給料が幾らになるのか、そういう質問がありました。

あと、選挙期間中の訂正については返還を、もう済みなのか、返還をしたのかということと、収支報告
書の訂正はもう済んだのかどうか、そんなくらのやり取りであったと私は記憶しております。

あと、35人についてでございますが、実際先ほども申し上げましたように、私は選挙の説明会のときに
そのような、選管のほうから選挙候補者の説明会のときに確認をしております。ただ、そのとき確認した
ものを、先ほども申し上げましたように、本当に提出時に、本当に確認が不十分で、そのまま一生懸命い
ろいろ選挙していただいた方々に報酬を出したということになりまして、初めて11月の6日に報道、新聞
社が来まして、初めて私が恥ずかしながらその事実を知ったということになります。

あとは、運動員の行動につきましては、選挙カーの運転、選挙事務所に詰めての対応、そして選挙期間
中の街頭での演説等に出向いての、何というのですか、その場所での応援ということをやっていただきま
した。

それで、違反になることを知っていたかということですが、違反になることを知っていれば、こうい
うことは私は行ってはおりません。本当に何回も言うようですが、この実人数、延べ人数の管理方法を十分
に整理しないで提出をしてしまったということが一番の誤りでございます。

今回支払った報酬については、従事していただいた方々の活動内容に応じて、日数も記録に基づいて支
払ったものであります。人数を操作して選挙運動を有利に進めようとする意図が認められるような記録や
行動記録、そういうものは一切ございません。支払った関係者も長年の友人でありまして、便宜を図る目
的、そういうことも全くなく、金銭を多く支払うような意図は一切ございませんでした。本当に何度も言
うようですが、私自身としては故意によるものではなく、確認作業の不十分さが起因するものと認識して
おります。

あと、町長選については、人数はそのままの人数でやった、規定内でやったのですけれども、支払い方

法が労務者と選挙運動員費用2つあるのですけれども、そのちょっと行き違い、区分があったものから、そこで人数を労務者と選挙運動員のところで勘違いをしていたということがあります。そこにつきましても、全ていろいろお話し合いをして、先ほど言った町議選と同じ人たちが、昔の長い付き合いの同級生が運動員でありましたので、もうこの場では全部お金を返還して、ボランティアで我々はやったということにしようということで、全部、金額についても返還をいただき、また修正の収支報告書も提出をしたところでございます。

あとは、また次に、ちょっと漏れがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 新井議員の再質問にお答え申し上げます。

昨日開催しました記者会見でございますけれども、開催につきましては、長瀬町を除く秩父市、横瀬町、皆野町、小鹿野町、こちらは既に開催をしております、長瀬町も町長のたつての希望ということもございましたので、初めて開催をさせていただきました。

日程につきましては、ほかの先ほど申し上げました1市3町と同様、定例議会前に開催しているということでもございましたので、ほかの1市3町と日程が重ならないよう調整した上で、昨日、12月8日の午後1時半から開催をさせていただきました。

それで、今回の質問に関係する部分でございますけれども、町長のほうから、今回の事案の発覚から収支報告書の訂正までの経緯について、記者の皆様に対して町長から説明を行いました。その後、埼玉新聞社さん、毎日新聞社さん、朝日新聞社さん、読売新聞社さんなどの媒体の皆様から質問をいただきました。

質問の主な内容としましては、収支報告書の訂正内容ですとか、買収による違法性の有無、あとは給料月額を50%に減額する時期及び期間などが質問内容としてございました。記者様のほうも記事を作成するに当たり、詳細な事実確認が必要ということで何度も質問をしていただき、その全てに対して、町長及び選挙管理委員会から回答をさせていただいたという形になっております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、新井議員の町選挙管理委員会の動きに対しての再質問についてお答えさせていただきます。

まず、その11月の報道を受けまして、町選挙管理委員会のほうを開催いたしまして、その中では当事者、町長に経緯等を報告いただく、照会をさせていただくという決定をさせていただいて、本人に照会をさせていただいたところでございます。

照会の回答につきましては、11月27日付で回答をいただきまして、その後12月1日に選挙管理委員会を開き、その内容のほうの確認をさせていただいたところでございます。

回答内容や、こちらに提出していただいた収支報告書等を確認した内容につきましては、警察等に相談をさせていただいているところでございます。一般論としまして、今回の件に限らず、選挙に関する重大な疑義等がある場合は、必要に応じて警察等の関係機関等に相談をさせていただいているところでございまして、今回も同様に、同じような行動をさせていただいているところでございます。

また、警察等との具体的なやり取りにつきましては、仮に今後捜査等が行われる場合に支障が出る場合もありますので、お答えのほうは差し控えさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 先ほど最後の質問のところの公費負担の返還につきましては、公職選挙法に違反するから返還するつもりはないという回答をいただいたのですけれども、選挙違反をしてしまった事件に対しては、公費負担をしますよということは全然想定していなかったと思うのです。それを、そういう事実が出てきたので、返せとは言える条文というか、決まりはないかもしれませんが、本人のほうから、いや、これこれこういう違反事件を起こしてしまったので、これはいただくわけにはいきませんから返還しますということで、町のほうに納めることは可能かと思うのです。結局、それはどうしても受けられないというふうなことになるれば、また別ですけれども、取りあえずは、そういうことはやり取りしてもよろしいのではないかと私は思います。

それから、先ほども言いましたけれども、運動員がやった街頭演説のときの中では、どんなふうなやり取りをしたのか、もう少し詳しく、みんな街頭出てやってくれたと思うので、もう少し詳しくお話聞きたいのです。

それと同時に、私、22人オーバーだったというのを最初のところの報道から聞いていましたので、これは1日平均すると4.4人だなというところで、私たち普通の候補者は7人以内で行動して選挙運動をしていたところですが、鈴木陣営に至っては11.4人かな、11人を超える人数で、それで結局勢いよく宣伝活動をしていたと思うので、非常にこう圧力を感じるものであったというふうな気もいたします。

そういうふうな中で、結局選挙民に対してもそういうところがあったのではないかというふうに思えるのです。何たって、みんなが静かに進めているところを大勢で元気のいい人たちが大声でやってきているわけですから、もう本当に圧倒されてしまうという状況の選挙運動にされてしまったというふうなことを感じます。

そして、今日の新聞を見ますと、昨日の会見の中で町長選挙の分も33万円返してもらったというか、返したというか、修正した、そういうふうな記事が載っているのですけれども、人数制限につきまして、また報酬の支払いに関して、やはり余分な人数、余分な支払い、そういうものをしてきたことのあかしであるのではないかと思うのです。自白みたいなもの、そういうふうにも受け取れますので、それも含めての、結局これ後の減額のときのあれなのですから、減額に及んでいるのか。いわゆる減額は3か月は、2つの選挙分を含めて3か月としたのか、それとも結局1つの分を3か月としたのか、その辺のことも聞きたいというふうに思います。もう一度選挙運動員の活動を、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、新井議員の再々質問にお答えさせていただきます。

私のほうからは、選挙運動の公費負担の返還についてのご質問についてお答えさせていただきます。選挙運動の公費負担制度につきましては、先ほど町長の1回目の答弁にもございましたが、被選挙権の担保を取るため、選挙運動の機会均等を図るためにやっている制度でございます。

先ほど申しましたとおり、公費負担を返還、返還といいますか、公費負担が受けられない場合は、候補者の得票数が少ない場合、供託物没収点を下回った場合だけに限られるという法律構成になっておりますので、先ほど言ったとおり、これを任意に返還するという形になりますと、今度は逆に公職選挙法の寄附行為に該当してしまうので、逆に違法になってしまうという形になります。ほかの国会議員とか等で、公職選挙法等で違法とされた方に関しましても、この公費負担を返還するという制度で返還をしているという事例はないということを確認しております。

また、仮になのですけれども、返還できるとすれば、公費負担の請求の領収書とかを偽造して多くもらっていたとか、そういったケースであれば返還という形にはなるかと思うのですけれども、その公費負担制度自体が適正に申請されている場合であれば、返還というのはちょっと難しいものということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 新井議員の再々質問にお答えします。

まず、運動員の選挙期間中のやり取り、街頭演説等のやり取りとのご質問がございました。選挙カーについては、どこも同じように小さい車ですから、運転手を含め4人で乗車をしまして町内を回ったわけでございます。特に街頭場所でのやり取りというのは、どこも、どの候補者の皆さんも同じようだと思いますが、その演説場所をお借りをしまして、そこで停車をして候補者が演説をする、あるいはその前に応援演説等をいただいて演説をするということで、どこにもあるような光景でやってまいりました。

あとは、運動員については旗を持ったり、旗というか、選管で預かった旗を持ったり、あとは周りで手を振る程度の運動でありました。本当に他の陣営さんと同じような行動で5日間をやってきたと、私は確信しております。選挙カーについて、あるいは街頭演説の場所について、それ等についても、本当に皆様方と同じようにやってきたということで、今は感じているところでございます。

それで、先ほど申し上げました町長選での修正というのは、さっきもちょっと触れたのですけれども、報酬を払った選挙運動員の延べ人数については法定内、上限以内であることは確認をしたのですけれども、その中の労務者としての報酬を払ったということで、そこを削除したわけでございます。あとは、労務者として働いた額が日額1万円以内ということになっておりまして、選挙運動に従事した者については1万5,000円ということになっておりますが、労務者で払ったのを、いや、中には運転手として活動した人もいたということで、いろいろ整理をする中で、その6人に当たりますが、もう我々はずっとボランティアでやっていた者同士なのだからということで返還をしていただき、ボランティアということで人数はのせないということにしたわけでございます。

以上です。

○9番（新井利朗君） 9番。

○議長（関口雅敬君） 終わりました。

○9番（新井利朗君） いや、もう一回補充でお聞きします。

○議長（関口雅敬君） 再々質問まで終わりました。規則に従ってください。

○9番（新井利朗君） 答えてもらっていないのですが。

○議長（関口雅敬君） 次に、8番、大島瑠美子君の質問を許します。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 産業観光課長に質問します。

鳥獣被害対策についてです。日本各地で、連日熊による人的被害や農業被害が報道されており、郡内でも熊の目撃情報がありますが、幸いにも長瀬では被害があったとの報告はないようです。近年、鳥獣保護

に従事される方の高齢化や狩猟免許の取得が困難との理由で、全国的に猟友会の会員が減少しているとのことで、このまま会員の減少が続けば鳥獣捕獲業務に支障が生じることを懸念しております。

現在、町内で活動している猟友会の会員で、鳥獣捕獲に従事している人数と活動状況、今後鳥獣捕獲従事者をどのように増やしていくのか、町の施策について伺います。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、大島議員の鳥獣被害対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の現在町内で活動している猟友会の会員で、鳥獣捕獲に従事している人数と活動状況についてお答えいたします。北秩父猟友会長瀬支部に所属し、鳥獣捕獲に従事していただいている人数13人でございます。また、長瀬狩猟クラブに所属している町外の方々にも協力をしていただいております。北秩父猟友会長瀬支部に有害鳥獣捕獲を委託し、令和6年度はニホンジカ59頭、イノシシ52頭をはじめとして、計177頭の捕獲をしていただいております。委託料としては、40万円を支出しております。

また、鳥獣被害が発生した場合、まずは防護柵等で自衛をしていただくこととなりますが、それでもなお被害が減らず、有害鳥獣の捕獲を要望する場合に、鳥獣害捕獲要望書を産業観光課へ提出していただいております。この鳥獣害捕獲要望が出た際に、猟友会に対応していただいております。令和6年度は6件の要望があり、対応していただきました。また、猟期に入ってから捕獲等もしていただいております。

次に、2つ目の今後鳥獣捕獲従事者をどのように増やしていくのかについてお答えいたします。捕獲従事者につきましては、平日に出動できる人員は限られており、町からの緊急要請に対応することが難しい場合があること、また高齢化も進んでいる状況であります。町では、従事者の狩猟者登録等に必要な経費の補助をしております。また、狩猟免許の新規取得に要する補助もあり、過去には活用もございましたが、現在は利用者はございません。現状としては、人員の増加に結びつけることは難しく、維持をすることが精いっぱい状況であります。捕獲従事者の確保については、現在国の動きもありますので、国や県の動きを注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 多分決算書を持ってきていないと思うのですが、ここの81ページに、有害鳥獣捕獲事業従事者補助金が13名で16万6,000円というのを書いてあるのです。それからあと、長瀬狩猟クラブ補助金というので3万円、次に北秩父猟友会有害鳥獣捕獲補助金というので3万円出ているのですけれども、これはその13名以外の人に渡しているというお金なのですか、補助金だとか何とかというのは。

13名というのは、この頃、年齢がすごく年取っている方が多いので、イノシシとか何か一発で撃っても死なない獣も多いというので、今困っているというのがあるのですけれども、早急にもう、ゆっくりゆっくりしていたら、イノシシとか熊とか間に合わなくなるので、そこのところをもう少し考えてやっておかないと困るかと思うのですけれども、まず最初に長瀬狩猟クラブ補助金3万円と北秩父猟友会有害鳥獣捕獲補助金で3万円、3万円なのですか、これは有害鳥獣捕獲事業従事者補助金13名の16万6,000円に、そのほかの人に3万円、3万円を払っているわけなのですか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、大島議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員のおっしゃっていた長瀬狩猟クラブ補助金と北秩父猟友会有害鳥獣捕獲補助の3万円ずつは、会の

運営費の補助だったと思います。

〔「じゃ、長瀬の」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） 個人にではなくて、会への補助ですね。

〔「会への補助。13名のほかに」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） 13名のほか……13名に対しては有害捕獲への従事者に対して狩猟者免許登録に必要な補助として、13名に対して16万6,000円払っています。合計で16万6,000円ですね、そのシステムになっています。

〔「それで、あとのさっきの40万という……」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 大島さん、質問は回数に入るので。

○8番（大島瑠美子君） 分かりました。手を挙げてね、はい。

○議長（関口雅敬君） 課長、教えてください。

〔「じゃ、席に着いてください。そうじゃないと話がおかしいもんな、そこで言ったら」と言う人あり〕

○産業観光課長（常木真人君） では、以上です。

○議長（関口雅敬君） そこで2人でやり取りしないように。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、再質問をいたします。

○議長（関口雅敬君） 再々質問。

○8番（大島瑠美子君） さっきの続きなのですが、13名に対しては従事者に対して渡すのではなくて、狩猟者登録等に必要な分でお金を16万6,000円というふうに出しているのですか。そうではなくて、有害鳥獣捕獲事業従事者補助金という、ここのがすごく分かりが悪いのですよね、これ見ると。そうなので、ちょっと見間違いだとか考え違いをしているということがあるのですけれども。

それで、この鳥獣捕獲事業で出動日数が111日も出ていただいでいて、延べ194人で捕獲頭数がニホンジカとかイノシシとかアライグマ、タヌキとかアナグマ、ハクビシンなんていっぱい捕ってもらってあって、そこのところでのいいのですけれども、このお金が全部で、先ほど言いました40万円出していると言っていましたよね。これは事業委託料というので猟友会に出しているわけですよね。北秩父猟友会に委託しというでしょう。そうすると、この北秩父猟友会と、それから書いてある従事者補助金と長瀬クラブ補助金と北秩父猟友会補助金の3万円、あとはどこに書いてあるのでしょうか。分からないのですけれども。

〔「何言っているか分かんない」と言う人あり〕

○8番（大島瑠美子君） 分からない。では、分かったよ、はいはい。

では、細かいことを言ったから悪いので、そこのところ。だから、では言いますけれども、延べ194人でやっているのですけれども、それが40万円で1年間の全部支払いをしているということですか。そこだけ聞きたいと思います。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、大島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

北秩父猟友会長瀬支部にお支払いしている委託料は40万円、これで1年間の委託をさせていただいている状況であります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 2番に参ります。長瀬紅葉まつりについて、まず産業観光課長にお聞きします。

月の石もみじ公園は日本紅葉100選にも選ばれており、11月1日から長瀬町観光協会が主催する紅葉まつりが開催され、ライトアップによる観光客の周遊と滞在に大きく貢献していただいたようです。期間中、紅葉まつりに訪れた人数は何人だったのか。

また、町長は公約で観光地・長瀬のバージョンアップをうたっておりますが、月の石もみじ公園のある大字長瀬地内以外に紅葉を植樹して、新たに紅葉の名所をつくる考えがあるのか伺います。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、大島議員の長瀬紅葉まつりについてのご質問にお答えいたします。

まず1つ目、期間中、紅葉まつりに訪れた人数は何人だったのかについてお答えいたします。観光協会へ確認したところ、令和5年度は約1万6,000人、令和6年度は約1万5,000人、令和7年度は集計しているため概算ではございますが、約1万5,000人で、前年と同程度の来場者数であったようでございます。

次に、2つ目、町長は公約で観光地長瀬のバージョンアップをうたっておりますが、月の石もみじ公園のある大字長瀬地内以外に紅葉を植樹して、新たな紅葉の名所をつくる考えがあるのかについてお答えします。大字長瀬地内以外への紅葉の植樹については、今のところ考えておりませんが、月の石もみじ公園をはじめとした紅葉は、長瀬で一番観光客に来ていただけるスポットとなっております。今回、新たな紅葉の名所を増やすという提案をいただきましたので、ほかの地区での植樹が可能か等について、今後研究していきたいと思っております。

ただ、ほかの地区ですと民有地での植樹となりますので、植樹場所や受入れのための駐車場の整備等課題もあります。そのため、すぐにというわけにはいきません。また、新たな観光スポットとして有名になり、観光客が集まるようになるにも時間がかかります。月の石もみじ公園についても、何年もの歳月をかけ、継続的にプロモーション活動を展開してきた結果であると認識しております。今後、観光地長瀬のさらなるバージョンアップに努めていく考えであります。観光資源の認知度を向上させるには相当の時間を要するため、地道に活動しなければいけないこともご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 長瀬以外に紅葉を植樹してということを行ったのは、岩田の道光寺のところの前にお手洗いがあるところがありますよね。あそこ広い敷地があって、巡るだけでも、紅葉を植えたら桜だけではなくていいかなと思って、そういう提案をするのについて何かありますか。また、違うところで、落合目医者裏のほうに山のヤマザクラがあるところがあるのですけれども、そこの辺の通り道のところに植えてもいいのではないかなということで、いいです、提案にします、提案に。

○議長（関口雅敬君） はい。

○8番（大島瑠美子君） できそうもないということなので、提案にしますけれども。

それで、長瀬の紅葉まつりについては、その提案がありましたということを知っててください。

○議長（関口雅敬君） はい。

○8番（大島瑠美子君） 次に、3の税収の確保と不納欠損処分について、税務会計課長をお願いします。

不納欠損処分は毎年生じておりますが、令和6年度は352万4,250円が不納欠損処分されたことが決算認定で報告されました。職員の不断の努力にもかかわらず、差し押さえる財産がないことや時効の成立等で徴収権が消滅してしまうことは承知しておりますが、令和6年度中に行った差押えの件数と金額、また滞納者に対してどのように対応し、納税を促す施策をしたのか伺います。細かく皆さんにも徹底するように話をしてほしいと思います。

○議長（関口雅敬君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、大島議員の税収の確保と不納欠損額についてのご質問にお答えいたします。

初めに、令和6年度の滞納処分の実績でございますが、納税資力があるにもかかわらず、再三催告してもなお納税の誠意が見られない滞納者12人に対して、251万7,340円の預貯金や給与、国税還付金の差押えを行いました。

次に、滞納者への対応と納税を促す施策でございますが、まず新規の滞納者の増加を防止するため、現年課税分の早期対応に努め、納期限後に督促状を発布後も未納が続く場合は、電話や文書による催告と、必要に応じて現地調査等を行いました。

滞納繰越分の滞納者につきましては、文書催告にカラーで目立つ封筒や用紙を使用し、催告書の文面も給与の差押えを前提に、勤務先を明記した催告などを行うとともに、金融機関への預貯金調査をはじめ、法務局への登記簿本の交付申請や関係自治体への実態調査などを実施し、財産の把握に努めてまいりました。

また、町県民税の滞納者対策につきましては、秩父県税事務所と定期的に打合せを行いまして、町と県の連名による共同催告書の発送や高額滞納案件の対応方法、地方税法に基づく県への徴収権の引継ぎ等も含め、年間を通して情報を共有し、共同進行管理を行いました。

なお、町税の納付につきましては、コンビニ納付やスマホアプリ納付、口座振替など多様な納付方法を提供して、納税者が納めやすい環境づくりを行っております。

また、町では期限内の納税が困難な方には納税相談を随時実施し、個々の実情に応じた対応を行ってまいりました。破産した法人や、滞納者が死亡し相続人がいない場合など徴収が困難な場合には、法律に基づき滞納処分の執行停止を行い、不納欠損を行う場合がございますが、特別な事情もなく滞納が続く場合や納税誓約を履行されない滞納者等につきましては、期限内に納税された方との公平性を欠きますので、徹底した財産調査を行いまして、差押えが可能な財産を発見次第、差押えに着手し、引き続き税収の確保と滞納額の圧縮に努めてまいります。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 税務会計課長、ご苦労さまです。税収の不納欠損については、これだけのことを役場のほうでも一生懸命やっているということを町民の方に知ってもらおうということがあったので、1年ごとに税収の確保と不納欠損処分というのをを出しているわけですけども、そういうことでやっておりますので、税務会計の課も一生懸命頑張っているということ。だから、皆さんも、悪いのだけれども、滞納しないで納めてくれなという意味を込めて質問いたしました。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 次に、1番、中川博介君の質問を許します。

1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 小中学校の秩父音頭教育について、教育長に伺います。

令和7年9月議会定例会で、小中学校における秩父音頭の指導について質問し、教育長からは、引き続き小中学校において秩父音頭について学習できる機会を設けられるよう取り組んでまいりますと回答をいただきましたが、学校と連携し、児童生徒に対してどのような指導を行ってきたのか。また、これから行っていくのか伺います。

○議長（関口雅敬君） 教育長。

○教育長（井深道子君） 中川議員のご質問にお答えいたします。

9月の定例校長会議におきまして、各校長に9月定例会議における一般質問とその答弁要旨を伝えるとともに、秩父音頭について学習できる機会を設けていくよう取り組んでいただきたい旨を伝えさせていただきました。その後、11月19日に日赤奉仕団の皆様にご協力いただき、小学5年生の総合的な学習の時間に秩父音頭のご指導をいただいたほか、10月10日、10月17日には、小学校1年生から3年生までの希望者が活動する放課後子供教室において、放課後子供教室に参加している子供たちが日赤奉仕団の皆様のご協力をいただき、郷土芸能の学習として秩父音頭のご指導をいただきました。また、11月の定例校長会議におきましても、改めて各校長に秩父音頭に係る学習機会を確保するよう指示いたしました。

教育委員会といたしましても、令和7年度の教育行政重点施策において、伝統と文化を尊重し、郷土愛を培うふるさと教育の推進を目標の一つとして掲げており、秩父音頭の学習は地域の伝統文化の継承及びふるさと教育の一環として必要不可欠なことであると考えております。具体的な実施内容や取組方法は各校長の判断となりますが、小中学校と連携して、秩父音頭について学習する機会を設けられるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 教育長、大変ありがとうございます。前回聞いたときも、やっぱり1学年だけだったということなのですが、また今回も1年ずれて5年生になった子供たちが1学年、要は2学年踊れる子供が増えて、さらにまた1年から3年生の放課後教育でやってもらったと。

先日、長瀬に住んでいるのですが、浦和出身の60代の方とお話をしていたら、小学校のときに秩父音頭、浦和なのなのですが、習ったと。現在どうなっているのかは分からないのですが、浦和の子供たちが踊れて、まさか長瀬の子供たちが踊れないなんてことになったら大変なことになりますので、ぜひまた来年度の授業計画、これからだと思しますので、校長先生たちをお願いしていただければと思います。

あと、前回のそれこそ定例会で言った、はつらつ長瀬商店会主催の「秋の竹瀬物語」、上長瀬駅で盛大に行われたわけなのですが、勉強屋のおばあちゃんはセニアカーに乗って現れて、セニアカーに乗ったまんま孫と一緒に踊ると、そういったことがやっぱり教育長もさっき言っていたふるさと教育、まさにここからだと思いますので、ふるさとに愛を持って育つ子供たちのためによりしくお願いいたします。

次に、災害時における井戸水の活用について町長へ伺います。長瀬町商工会は「日本一安全な町」と宣言していますが、災害発生の予想は困難で、リスクに備える必要があると思います。私は、11月8日に

開催された埼玉県町村議会議員研修会の鍵屋一氏による「町村自治体の防災と議会の役割」という講演を拝聴し、災害時のトイレ問題と切っては離せない災害時の水問題、これに強く感じるものがありました。

災害発生時には、配水管の損傷で復旧まで給水が困難になる事例が報告されており、断水によって生活に支障が生じたり、観光に来た方にも大きな影響があると思います。断水等の有事の際に、町内に存在する井戸水が利用できれば、生活等の支障も最低限に抑えることができるなどメリットがあると思います。災害時に井戸水を利用する考えがあるのか。利用する考えがあるなら、井戸所有者への協定の締結や、井戸の維持費用や水質検査に要する補助金等を創設する考えがあるのか伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、中川議員の災害時における井戸水活用についてのご質問にお答えいたします。

まず、災害発生時における生活用水の確保、とりわけトイレの利用に必要な水の確保は、避難生活の維持に欠かせない重要な課題であると認識しております。本町には、個人所有のものを含め様々な井戸が存在しており、これらを有事の際に活用できれば断水時の生活の安定に大きく寄与するものと考えております。現在、町では災害時の応急給水については、飲料水の備蓄、長瀬地区公園に整備している耐震性貯水槽、消防団に配備している水槽車などのほかに、秩父広域市町村圏組合水道局と連携した給水タンク車、また給水タンクの活用及び臨時給水施設の確保を中心に進めているところでございますが、井戸水の活用については、現在では体系的な把握や協定の締結までには至っていない状況であります。

議員のご指摘のとおり、井戸を災害時に活用するためには、井戸の所在、状態の把握、リスト化、所有者の意向確認、また災害時利用に関する協定の締結、水質検査や簡易な整備など、活用に向けた安全性の確保といった段階を踏む必要がございます。これらについては、町としても災害時の新たな水源確保策の一つとして有効であると認識しており、今後の検討課題と考えております。

近隣の自治体では、寄居町や熊谷市で災害時の協力井戸制度を実施していることは承知しております。まず、先行して実施をしている自治体から情報収集を行い、井戸の把握方法、協定の在り方、水質検査や整備への支援の必要性といった点について、庁内関係課と連携をしながら、実現可能な取組から調査検討を進めてまいります。「日本一安全な町」の実効性を高め、住民や観光客の皆様が安心して滞在できる環境づくりに資するよう、災害時の水確保体制強化に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） ありがとうございます。結構、今聞いて広域であったり、貯水槽であったり、給水タンク車であったり、いろいろ手を尽くしているのだなとは思いましたが、長瀬町の場合、多い日だと1万人近くの人たちが滞在して、さらに住民6,000人と1万人近くの人たちがいて、その人たちの水、飲む水、使う水、トイレの水、大変な量が必要になると思いますので、井戸水をぜひ利用していただければと思います。

続きまして、元気と安心お助け隊について町長に伺います。長瀬町商工会が実施する元気と安心お助け隊事業は、埼玉県の地域支え合い仕組みづくりとして始まり、高齢者や障害のある方、子育て世帯など、日常生活の中で手助けを必要とする方々を地域の隊員が支援する仕組みであります。利用者からは、免許返納後の移動支援が助かる、独り暮らしで会話が楽しみ、重い荷物を運んでもらえて助かるなど、多くの喜びの声が寄せられています。また、これまでの活動の中では、担当職員が利用者の様子に異変を感じ、

役場へ連絡したことで病気が早期に発見され、手術につながり事なきを得たといった事例も報告されています。

このように、本事業は単なる生活支援にとどまらず、地域の見守りや安全確保においても重要な役割を果たしています。さらに、謝礼として渡される長瀬お宝商品券を町内の取扱店で利用できる仕組みにより、地域経済の循環に寄与しています。地域の支え合い、福祉の充実、商業の活性化を同時に実現する本事業を、今後も継続、拡充していくためには、補助金の増額を検討すべきと考えますが、今後の町の方針と見解を伺います。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 中川議員の元気と安心お助け隊についてのご質問にお答えをいたします。

元気と安心お助け隊事業は、町民及び商工業者等のボランティアの方が、援助が必要な高齢者の方を支えるなどしていただく共助の仕組みの一つでございます。町内では、平成23年から長瀬町商工会が事業者となり、事業に取り組んでいただいております。今では利用者も増え、高齢者や障害のある方などの生活支援につながる欠かせない事業としておるということは認識しております。

特に、高齢者への支援を担っている地域包括支援センターにおいては、元気と安心お助け隊の事務局である商工会事務局と連携を取り、外出援助の利用につなげるケースも多く、外出援助は町内の高齢者の移動手段として、なくてはならない事業になっていることも認識しております。中には利用者の異変に気づき、包括支援センターにご連絡をいただき、各所との連絡を取り、大事に至らず済んだケースもございました。日頃から利用者との信頼関係を築き、関係各所と連携を密にしてきた実績から、このような対応につながったと感じております。

また、このお助け隊の事業に対し、町では補助金を交付したり、担い手となるボランティア養成をしたりして支援をしております。補助金の額は、平成27年から29年までが48万4,000円、平成30年から令和2年度までが40万円、令和3年度から80万円に増額し、現在に至っております。さらに、令和5年度には高齢者福祉等に寄与する事業であることを踏まえ、事業継続をしていけるように物価高騰対策福祉事業継続支援補助金を50万円交付をしたところであります。このように補助金の増額や追加の補助金を交付したところでございますが、人件費や物価高騰の影響、大きく昨今の状況が影響しております。この事業が継続していけるように、町がどのように支援する必要があるか、再度検討していきたいと思っております。

また、担い手となるボランティア養成講座、高齢者の生活支援に必要な担い手について、事務局の意見を伺い、講座を開催してまいりました。今年度は運転ボランティア養成講座を開催し、講座を受講した方がお助け隊の隊員となって活躍いただいております。町としましては、この事業は高齢者などの生活支援のために継続していく必要があると考えております。引き続き、該当事業の運営状況を注視し、来年度予算要求に向けて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 来年度の予算要求へ向けて、力強いお言葉をいただきありがとうございます。

今でも1日に1件受け付けるのに3回も4回も電話で、サービスを受ける人、サービスをしてくれる人、やり取りで3回も4回も5回もやり取りをしなくては、おっしゃったとおりどんどん件数増えているのです。そうすると、本当に一人では足りない状況で、人件費がもう結構きつい状況らしいので、どうか増額のほうをお願いします。

免許返納に関しても、免許返納というのは自分の命だけではなくて、おじいちゃん、おばあちゃんが誰かひいてしまったなんていうと、ほかの人の命にも関わることなので、井戸水同様、来年度予算のほうでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 以上で通告のあった一般質問は全て終了しました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。



◎動議の提出

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、動議をします。

暫時休会の動議を提出します。

○議長（関口雅敬君） ただいま村田徹也君から、暫時休憩を求める動議発言がありました。

村田徹也君のほかに、この動議の賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（関口雅敬君） 賛成者がいますので、この動議は成立しました。

暫時休憩を求める動議を議題として採決いたします。

この動議のとおり、暫時休憩を求めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（関口雅敬君） 起立少数。

よって、暫時休憩を求める動議は否決されました。



◎動議の提出

〔「はい、5番」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 動議します。

文書をもって動議をしますので、提出します。

○議長（関口雅敬君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時40分

再開 午後3時10分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。

決議を提出します。

○議長（関口雅敬君） ただいま村田徹也君から決議の提出がありました。

村田徹也君のほか1名から、鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議が提出されました。

鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔起立多数〕

○議長（関口雅敬君） 起立多数。

よって、鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議を日程に追加し、追加日程1として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることは可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時20分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎発議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 追加日程第1、発議案第1号 鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議を議題といたします。

鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議の内容について、提出者である村田徹也君の説明を求めます。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 5番、村田です。

それでは、長瀬町町長、鈴木日出男氏に対する辞職勧告決議、理由を申し上げます。

鈴木町長は、令和5年4月執行の長瀬町議会議員選挙で、公職選挙法を違反した上で当選を果たしたということは周知のことだと思います。員数は35人までの制限があるが、57人に報酬を支給しており、22人分制限を超過している。これは、選挙違反のうちで悪質な犯罪と言われる買収に推定される。気づかなか

ったという言い訳で済む問題ではありません。このときの得票数を参考に、町長選挙でも少なからず投票したという町民もいたことも推測され、お金により投票行動が左右されたと言えるのではありませんか。これを許せば、全国選挙で前例をつくる結果となります。今後、法に沿わない選挙が行われることが予測されます。公務員は公正公平を期すという観点から考えると、住民の代表にふさわしいとは言えないのではないのでしょうか。

また、員数制限超過に加え、もう違反はないと言われていましたが、出納責任者、選挙総括主催者、選挙責任者にも報酬の支払いがあったということや、町長選の収支報告書も大幅に訂正された行為があった可能性が高いと考えられる。加えて、2025年町長選挙での違反については、9月24日に告発状が受理されていると聞いております。買収という重大な公職選挙法違反行為をして、謝れば済む、お金を返せばよいという考えの方に行政の執行を任せられるのでしょうか。

本来であれば、金銭を供与された側にも罰則がありますが、今回は町長の確認不足などが招いた結果であるため、本人が全責任を取るべきではないのでしょうか。疑いがある長に対して、不信任決議案の提出の権限を持つ議会としては、町長を擁護するのではなく、疑いを晴らすためにも告発という法に委ねることも判断を仰ぐべきかと考えます。

なお、先ほど9番議員の一般質問に対して、町長は車上運動員は選挙運動をできないということをご存じだったかどうか。手を振ったりして選挙運動を行っていたと、これは車上運動員はできない違反であります。運転をしていたと、運転は労務者が行う仕事です。公職選挙法に明記されております。

先月末に、前橋では市長が不貞行為を指摘され辞職することになりましたが、これは倫理的な民法上の問題であります。そこで、道義的な判断をして辞職されたと考えます。それに引き換え、本件は公職選挙違反の刑事罰の対象であり、禁錮刑の可能性も高く、執行猶予がついても失職する、そのような事案であります。現時点では、町長が責任を取ることで収まる件かもしれませんが、地方自治法第100条調査の執行となれば、選挙運動員の出頭、証言、記録提出など、全ての疑いを晴らす必要があり、関係者を巻き込み、さらに大きな事件に発展していく可能性があります。

よって、長瀬町議会は、鈴木日出男町長の法令に沿わない選挙活動に対して、自ら厳粛に受けとめ、自らの意思と責任により、直ちに町長の職を辞職することを強く求め、辞職勧告を申し上げる。

以上、決議します。

加えて一言。地方自治法第178条の不信任決議とは異なり、この辞職勧告決議は法的拘束力は持ってありません。

以上です。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 討論でよろしいですか。

○議長（関口雅敬君） 質疑です。

○1番（中川博介君） 質疑であれば……失礼しました、何でもありません。

○議長（関口雅敬君） 質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

1 番、中川博介君。

○1 番（中川博介君） 私は、今回の辞職勧告決議、恐縮ではありますが、賛成の立場で討論をいたします。

まず、今回の件、町民の皆様から、議員はなぜ追及しないのか、議会が機能していないのではないかという厳しいお声をいただいております。なので、私たちはこの声に応えなければならないと思い、この討論をしています。

町長は、42年間秩父市役所で勤務し、課長、部長も務められ、深く行政に従事された経験をお持ちです。行政の基本や法令遵守の重要性も熟知しているはずです。そのお人柄と事務処理能力への期待から、現在の職にあるものと思います。しかし、今回の件を町長の大好きな野球に例えると、ルールでは5日間で延べ35人以内でしようと思っていたにもかかわらず、何と今日の新聞によると、昨日まで57人という話だったのですけれども、今日の新聞によると58人で戦ってしまったとのこと。自分はプレーに夢中で気づきませんでした。おっしゃるとおりミスや確認不足として理解できるかもしれませんが、ところが試合後、町長は自ら自分の手で報告書に58人で戦いました、23人分余計にお金を払ってしまいましたと記入し、提出しているのであります。

さらに、やっぱり今朝の新聞報道によると、今年の町長選についても33万円の報酬の返還を受け、報告書を訂正したとありました。長瀬町の予算は年間約40億円、さらに今後は恐らくですが、数十億円規模の学校等の建て替え工事の契約もすることになるかと思えます。この管理責任の不備は、今後の大型事業や契約において町に損害を生じさせ、場合によっては損害賠償請求のおそれもある大きな問題であります。

町長が予算執行の最高責任者として信頼を示せていない現状では、町政や議会の信頼を守ることは非常に困難と考えます。町民の皆様の信頼を回復し、町政の安全と透明性を確保するため、私は辞職勧告決議に賛成をいたします。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） では、ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号 鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議、動議のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔可否同数〕

○議長（関口雅敬君） 可否同数です。発議案第1号 鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議は、起立表決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

発議案第1号 鈴木日出男長瀬町長の町長辞職勧告決議については、否決いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時40分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加（議員提出議案の報告及び上程）

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 決議を提出します。

○議長（関口雅敬君） ただいま村田徹也君のほか1名から、鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議が提出されました。

鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議案を日程に追加し、追加日程2として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（関口雅敬君） 起立多数。

よって、鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議を日程に追加し、追加日程2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることは可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時45分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 追加日程第2、発議案第2号 鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議を議題といたします。

鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議の内容について、提出者である村田徹也君の説明を

求めます。

5番、村田徹也君。

- 5番（村田徹也君） 発議案第2号、令和7年12月9日、長瀬町議会議長、関口雅敬様、提出者、長瀬町議会議員村田徹也、賛成者、同上中川博介。

鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議。

上記の議案を別紙のとおり長瀬町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

理由を説明します。

さきに町長の辞職勧告決議を提出しましたが、否決となりました。11月7日、本日の報道ニュースによると、選挙運動員の制限人数オーバー、これは公職選挙法違反である可能性が高いと指摘されております。この記事から、報酬を支払える選挙運動員人数は政令で定められており、多くの人数に報酬を支払う約束をして運動をさせたということは、選挙の得票数に大きな影響を与えたことは紛れもないことです。

そして、何より議会、町民への詳しい説明や資料提示がないため、詳細については我々も分からず、闇に包まれております。議会としては、町政の両輪として本件を明らかにするのが使命と思います。

そこで、法に定められている調査権を執行して、具体的にどのようになっていたのか。そして、書類はどのように提出され、それが訂正されたのか。これを調査するのが議会の責務と考え、この調査の決議を提出します。

- 議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

1番、中川博介君。

- 1番（中川博介君） 1番、中川、賛成の立場でまた討論をさせていただきます。

今回の件は調査ということなので、調査はすべきと思います。なぜかという、先ほどの私の賛成討論の情報の出どころはほぼほぼ新聞なのです。11月17日に説明会をやるということで聞いたのですけれども、ほぼほぼ新聞の内容と同じことを町長は説明されていました。そして、新井議員が「ほかにはないですよ」と言ったとき、「ないです」と言ったのにもかかわらず、また今回、新聞報道でそれを知るわけなのです。

私、その説明会の後に、町長がもしそういう選挙管理委員会に文書で回答することを求められているのだったら、それを議会にもぜひ見せてほしいということを事務局を通じて見せてもらうようお願いしたのです。選挙管理委員会としては、預かった文書を勝手に公開するわけにはいけませんから、管理委員会が出さないのはしょうがないと思うのですけれども、町長自身が議会に対して文書を出すことは全く問題のないことなので、出してもらえればよかったものを、今の今まで私たちも新聞で物事を知っているような状態なので、これはちょっとそれこそ本当に不信というか、議会のこともどうでもいいのかなというところがありますので、これはぜひとも調査をしたいと思い、賛成をいたします。

- 議長（関口雅敬君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（関口雅敬君） ほかに討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第2号 鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この決議、動議のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔可否同数〕

○議長（関口雅敬君） 賛成、反対が同数であります。鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議の件は、起立表決の結果、賛成、反対が同数です。

したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決いたします。

鈴木日出男氏の公職選挙法違反の調査に関する決議の件については、否決といたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後3時53分

再開 午後4時05分

○議長（関口雅敬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（関口雅敬君） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今回の定例会に町長から提出された議案は、議案第48号から議案第57号までの10件でございます。議案はお手元に配付してありますとおりでございます。

個々の議案に対する提案理由、その他内容の説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎議案第48号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第5、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））の提案理由を申し上げます。

令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ265万円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を42億3,632万1,000円にしたものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をさせていただき、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））につきましてご説明いたします。

過年度所得の更正に伴う個人住民税の還付金の発生及び給食センターの浄化槽が故障したことから、緊急に予算を調整する必要が生じたことから、令和7年11月6日付で地方自治法第179条第1項の規定により、一般会計予算を専決処分で補正させていただいたものでございます。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ265万円を追加いたしまして、総額を42億3,632万1,000円にしたものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の8ページ、9ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第22款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、補正額265万円は、歳出額との不足額を財政調整基金からの繰入額で調整するため増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。第2款総務費、第3項徴税费、第2目賦課徴収費、補正額210万円は、個人住民税の過年度所得の更正に伴い税額を再計算した結果、還付が生じ、償還金の予算額が不足することから、速やかな還付を行うため増額したものでございます。

第10款教育費、第6項保健体育費、第3目学校給食費、補正額55万円は、給食センターの浄化槽が故障し、放置すれば給食の調理に支障が生じるため、調整ポンプ等の修繕が緊急で必要になったことから増額したものでございます。

以上で、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 修繕費なのですが、修繕の場合は修繕で終わるのですか、修繕工事等つくのでしょうか、伺います。

○議長（関口雅敬君） 教育次長。

○教育次長（熊谷昌史君） 近藤議員のご質問にお答えいたします。

特に修繕工事ということではなくて、修繕という形で対応させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり承認することに決定されました。



◎議案第49号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第6、議案第49号 長瀬町長の給与の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第49号 長瀬町長の給与の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

選挙運動費用収支報告書に係る不適切な事案により、町政に混乱を生じさせ、町民の信頼を損なう結果となったことに対する責任として、町長の給料月額を減額したいので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（染野和明君） それでは、議案第49号 長瀬町長の給与の特例に関する条例につきまして、ご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

それでは、条例の概要についてご説明いたします。議案書を御覧ください。本条例は、本則の1項のみで構成しております。町長の給料月額について、町長等の諸給与と条例第3条第1号に定める59万5,000円を、その100分の50に相当する額を減じた額29万7,500円とするものでございます。

附則でございますが、第1項は条例の施行期日で、この条例は令和8年1月1日から施行するものでございます。

第2項は、給料の減額期間を3か月間とするため、条例の失効日を令和8年3月31日限りとし、その効力を失うものでございます。

以上で、議案第49号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、提案理由見ると、「選挙運動費用収支報告書に係る不適切な事案により」というふうな文言があります。この不適切な事案とは何と何と何を指すか、これが分からないので、このことについて何がどういうふうにな不適切だったのか、説明をお願いします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の質問に答えます。

不適切な事案というのは、何回も申し上げますように、町議会議員選挙当時の収支報告書の人数の上限を上回ったことということになります。

以上でございます。

あと一点は、町長については、労務者と選挙運動……何ですかね。

〔選挙運動従事者〕と言う人あり〕

○町長（鈴木日出男君） 選挙運動従事者、その区分の関係で訂正をしたということでございます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、今の答弁から、とにかく人数を超過したと、それが要するに収支報告書が不備があったと、こういうふうなことですよね。

私、今日一日の町長の発言から、では1回、私が先ほど決議の部分でも読みましたけれども、総括責任者、それから会計責任者、これ支払いしていたのですよね。だから、支払いしたのは、これ違反ではないですか。ですよね。それを今度は取り消して、お金を返してもらったということですかね。では返してもらえばいいという、ちょっと言い方は悪いですけども、一応そういう決着をつけたいということですよ。

それからもう一点、町長、労務者と車上運動員の区別がよくついていないのではないかなと思うのですが、あくまでも車上運動員というのは、いわゆるウグイスさんとかカラスさんとか言われるようなものですよね。ということは、街頭演説で司会とか、そのくらいはできると、旗を持ったりできると。だけれども、街頭に出て手を振ったりとか、そういうのは選挙運動員でボランティアですよ。だから、もしかしたらそれも不適切なことに入るのはないですか。

あと、車上運動員が要するに応援演説をしたと。そうすると、これはお金を払えないわけですよ。でも、車上運動員としてお金を払って、その人が応援演説もしていたというふうなことも、ちょっとこれ私、確信を持っていないので、あるような気がするのですが、そうすると人数オーバーだけではないと。

ただし、そのお金を返してもらったということは、くどくなりますけれども、1回払ったと。その領収書を発行、要するに車上運動員にお金を払いますよね。そうしたら、それに対して領収書をもらうわけですよ。1回もらった領収書があって、それを今度は11月27日に変更したということは、そのお金を戻してもらったから、それは領収書を発行したのですよね。その領収書は、見せてくれと言えば見せてもらえるわけですよ、ということになりますよね。

だから、そういうことで言うと、どうも私、鈴木氏のこの真摯な自分の給料を減額してということは分かりますけれども、それで済んでしまうというか、そういうところがちょっと見れるので、そのことに関して、ですから要するに町のホームページで早めに、次の日だか載りましたよね。あれは謝罪文と取っていいのかどうかですが、町民に対する今地域ミーティングをやっていると言うけれども、これはごく百十何人が参加してということですよ。そういうのに対しての、何ですか、町長の言った言葉は不安を抱かすではないな、ちょっと言葉は忘れてしまいましたけれども、そういう町民に対しての説明責任というものがこれで済むとお考えなのか。何かまとまらない質問になってしまいましたけれども。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 村田議員の再質問にお答えします。

総括責任者、会計責任者については、もちろん返還をいただきました。戻してもらったものは、領収書がちゃんと取ってあります。

また、車上運動員が応援演説ということではありますが、それは絶対してはおりません。

あと、確かに給料でこれを片づけるというものは、本当に私にとっては給料で片づけられるものではないと思っております。本当に皆様方におわびをしていくことが一番のあれだと思っておりますが、そして町政を全力でやるということをお誓いするというのが一番のあれですが、とにかく今私ができるというのは、この私の罪を表すには給料の減額が一番、取りあえず表に出るものですから、これで取りあえず今回は給料減額というものを出示していただきました。ただ、これだけでは本当に済まされないものでございます。

それから、地域ミーティングにつきましても、あそこの、4回で116名の参加ですが、その時々の方所での説明もしております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 総務課長。

○総務課長（染野和明君） 村田議員からのご質疑について、選挙運動員の労務者と選挙運動従事者の区別等のことに関してですけれども、村田議員がおっしゃるとおり、労務者については選挙運動に従事してはならないものということになっておりますので、専ら運動に従事している者ですとか、そういった方で選挙運動に携わってはいけないという形になっております。

選挙運動にも携わった場合、なかなかウグイス嬢さんなんかでも、たまたま選挙事務所にて、別の仕事をするとかということであっても、そこはきちんと区別しなければいけないところでございますので、その区別の仕方についてはおっしゃるとおりでございますので。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） では、最後ですけれども、まだ町長は答えにならなかったのですけれども、町民への説明責任というふうなことで、例えば地域ミーティングでは、井戸と岩田はもうこの件が報道される前のことだったですね。ですから、予測されるのは、12月18日に役場でやるから来てくれと、そこで聞いてくれと、これは言うてほしくない。ではもう少し、その説明責任ということか、これと関わってどういうふうに片をつける……片をつけるという言い方は変だな、お気持ちなのか。

とにかく、それによって町長が辞職勧告なしというふうなことで、これから町政を担っていただくのですから、長瀬町町民にとって、要するに福祉の向上とかそういうところに、どうに目を向けてくれるとか、そういうことも含めての町民への謝罪というかな、説明というか、そういうのをどう考えているか、最後にお伺いします。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） では、村田議員の再々質問にお答えいたします。

今回の事案については、本当に町民の皆様に対し大変申し訳なく思っております。そこで、本当に町民の皆様には丁寧な説明がこれから本当に重要になってくると認識をしております。先ほど議員のほうから、地域ミーティングでは、最初の2回はちょうどその事案が発覚していなかったものですから、その次の樋口地区でやった会場、また中央公民館での会場、それと今度の18日の会場では、そのことについては本当に謝罪をするつもりでございます。

あとはいろいろ広報紙、必要に応じてまたホームページでの説明、昨日は記者の取材の対応などを行い、私についての釈明をしてきました。それとともに、これからまたいろいろ地域のほうへお呼ばれするときもありますので、そういう時々には、このことについて私のほうから釈明をしていきたいと思っております。

○議長（関口雅敬君） 3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 私は先ほど反対に回りましたが、私は元役場職員ですので、後輩を守る立場がありますので、町長を守ったわけではありませんから。

町長、たった3か月の減給で許されると思っているのですか。任期中ぐらい、半額ではなくて10分の1でもよろしいのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 近藤議員のご質問にお答えをいたします。

今回の条例、あくまで責任の明確化を目的とする特例措置でありまして、町長給与の恒久的な改正ではありません。責任の取り方としまして適切な期間を検討した結果、3か月間の減額が妥当であるかなというところで、いろいろご相談をしたわけでございます。この期間の設定により、責任とけじめを明確に示すことができるかと私自身考えておりますが、それについては、本当に町のこれからのかじ取りを一生懸命全うしなければならないと思っているところでございます。

町政運営の継続性や停滞の回避、これも本当、私のことでいろいろ今なかなか仕事が進まない部分もありましたが、本当に大変申し訳なく思っております。責任の示し方、町政への影響の双方を慎重に考えた結果、50%、3か月という内容が、私が判断した結果でございます。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） それでは、この町長の提案理由にありますように、不適切な事案により町長の給料月額を減額したいと言うのですけれども、この施行期日が令和8年1月1日から令和8年3月31日になって、3か月ぐらいで、町長さん、人をばかにしていませんか、そう私は思います。

なぜなら、私たちは町長と一緒に町議会議員に当選してなっています。ですから、この半額ということは、令和8年1月1日から私たちの任期が終える令和9年の3月31日まで半額ということで持っていったほうが、町民の人たちにも、それからここにいる町会議員でも説明するのに、そうだよねというようなことでありますし、それから違う、前にも町長が半額でいいですよと言うので、やった町長もいますので、できるものでしたら、町長の給料月額を減額したいということでしたら半額で、私たちの町会議員としての任期が来るまで半額でしてほしいなということなので、長瀬町長の給与の特例に関する条例は否決ということで、廃案ではないけれども、今度また次の議会までにどうにかしてほしいかなと、そういうふうに思ってお話いたしました。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 大島議員の質問にお答えをいたします。

今回の事案、重大性、町政への影響、また町民の皆様から寄せられているご意見等を総合的に勘案し、社会通念上、責任を明確に示すためには一定程度の減額幅が必要と判断をいたしました。それが今回の50%で

ございます。

一般職員が懲戒処分等により給与を減額される場合は、生活の困窮しないよう、一般職員については10分の1以下の減額が目安とされているところでございます。それらのことも踏まえて、特別職という立場も考慮しまして、50%という率が適当であると私自身が判断したものでございます。どうかご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関口雅敬君） 8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 町長、8年の1月1日から3月31日の3か月だけで、もうそれでみそぎが済んだと思っているわけなのですか、それをお聞かせください。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 大島議員の再質問ですが、先ほど村田議員のときにも申し上げましたように、本当にその3か月間でこのみそぎが終わるということは、まるっきりありません。これは私が任期中ずっと忘れてはならない、そして心に秘めて、いつまでもこのことについては私の中に残しながら職務を全うしたいと、そういうふうを考えております。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに。

1番、中川博介君。

○1番（中川博介君） 先ほど村田議員の質問に、丁寧な説明をとか言っているのですけれども、大体町長のおっしゃっていることは最初のホームページに出たことを、我々の説明会でも一緒なのですね。

丁寧な説明という割には、さっきも言葉に出たように、記者さんには言うけれども、議会には何も言わない、説明会でもホームページとほぼほぼ同じこと。新たな事実が出てきたのも、我々も新聞報道で知る。我々に説明する気はないのですか。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 中川議員のご質問にお答えします。

全くそういう気はございません。今回につきましても、定例議会を初めて開催した、昨日、1日前だったわけなのですが、そこで議案の説明をする中にそういう内容が出てきたものですから、記者の方々に先に説明をしたということでございます。

この間、17日の説明会でも、私にとってはいろいろ細かく説明したとは思ってはおります。そうにもし取れなかったら、本当に申し訳なく思っております。本日、このようにいろいろなことが明らかになったわけでございますが、どうか本当に皆様方のご理解をいただければと思っております。

○議長（関口雅敬君） これをもって質疑を終結……

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 提案理由の中で、「不適切な事案により」ということで書いてありました。先ほど一般質問のときにも言ったのですけれども、本当は不適切ではなくて、適切な記載をしたのが違反になったのですね。そうですね。そのとおりのことをね。そして、正確なことを書いたのが違反になって、それを直したから、今度はいわゆる偽造したから通ったというか、いいという、変な裁きというか、ことになる状態かと思うのです。

不適切……いわゆる本当に適切な表現、記載であったのだと思う。だからこそ、その誓いで真実に相違ありませんという誓い文があったので、私たちもその文章に合うように、しっかりとしたものを書いて提

出しているわけなのですけれども、そのところで、私はこの不適切な表現という事案が、どうも適切な記載なのが不適切扱いになっていることが不思議でならないということで、それと同時にこの金額の面では、いろいろとお金を返してもらってボランティアにしてもらったというふうなことを言われておりますけれども、実際にその人たちが大勢、人数オーバーの状態で行動した、言動した、それから選挙運動、働きかけた、そういうふうなことは消えないのです。金額のほうのやつは、一応解消少しするかもしれませんがけれども、本当のその行動のものは消えません。

ですから、本当の意味で重くしっかりと重大に受け取って、これからのことについては歩んでほしいし、もちろんそのつもりでしょうけれども、何と書いていいか、とにかくこの不適切な表現、事案というのか、本当だったら、一番適切に書いたのに俺が引かかってしまったのだよということなのかもしれないのですけれども、本当にこの6か月……3か月ですよ、見たときに、これは町議選のことなのかな、それとも後から、また昨日になってから町長選もあると、33万返してもらったというようなことが書いてありました。町議選でも33万円の違反をしていて、それから結局町長選でも33万円の違反をしているということが昨日になって発表になったという状態ですよ。まだ私たち議員には知らされてないのですけれども。

そういうふうなこともあって、3か月で妥当だと思うというふうなことは、町長の口から言うのではなくて、本来ならば適当な期間であるよというのは、やっぱり町民であったりとか、またそれを代表する議員であったりとか、そういうところであるかと思うのです。その辺のところ、ひとつちょっと期間が短いと私は思うところで発言しています。

○議長（関口雅敬君） これをもって質疑を終結いたします。

〔「回答」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 回答か。

では、町長。

○町長（鈴木日出男君） 新井議員の質問にお答えします。

本当に確かに正直に素直に、未確認のまま提出してしまったというのが正直な話でございます。今回につきましては、本当に重大なことでございますので、先ほども申し上げましたとおり、ずっとこのことについては心に秘め、いつまでも忘れずに、これから町政運営のために頑張っていくしかないということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（関口雅敬君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、この選挙において得票を得られたと、票を得られたということは、このことでは、どんなことであろうとその得票を減らすことはできないと。例えば人数が多かったと、その人からお金を返していただいたと、帳尻は合ったと。しかし、その選挙運動員であった人たちが票を、鈴木氏個人ではなくて、そういう方の票も集まって鈴木氏を町会議員にしようという票だったと思います。そうですね。ですから、幾らお金を返していただいても、そのことは消えないと、得票は消えないと。

したがって、だから私は、こういう例えばいろんな意見があると思います、これでは短過ぎるとか。私は、短くても長くても同じだと思います。これ長くする必要も全くないと。これは認められないという立場で、このことについては皆様のしっかりした考えの判断をいただきたいと思って、ここで私の討論とします。

以上。

○議長（関口雅敬君） 次に、賛成討論を許します。賛成討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号 長瀬町長の給与の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（関口雅敬君） 起立少数。

よって、議案第49号は否決されました。



◎議案第50号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第7、議案第50号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第50号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の税率等について所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、税務会計課長の説明を求めます。

税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、議案第50号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

今回の一部改正の概要でございますが、埼玉県が策定しております国民健康保険運営方針に基づきまして、県内の市町村は令和9年度の保険税水準の準統一までに国保税の賦課方式を、所得割、均等割による2方式へ移行し、市町村標準保険税率を設定することとされています。長瀬町におきましては、現在の税率等と県が示す市町村標準保険税率に開きがあるため、段階的な税率の見直しについて町の国民健康保険運営協議会にお諮りして、その検討結果を基に改正させていただくものでございます。

それでは、お手元に配付してございます参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。1ページを御覧ください。表の左側が現行で、右側が改正案、アンダーラインが改正箇所になります。まず、1ページ上段の第3条は、基礎課税額、いわゆる医療給付費分についての所得割額の規定でございますが、医療給

付費分の税率について、表の左側、現行の「100分の6.52」を右側の改正案のとおり「100分の8」に改めるものでございます。

次の第4条は、基礎課税額の資産割額の規定でございますが、医療給付費分の資産割の税率について、現行の「100分の16」を改正案の「100分の8」に改めるものでございます。

次の第5条は、基礎課税額の均等割額の規定でございますが、医療給付費分の均等割額について、現行の「2万6,100円」を改正案のとおり「3万9,300円」に改めるものでございます。

次に、このページから2ページにかけて、第5条の2は基礎課税額の平等割額の規定でございますが、2ページの医療給付費分の均等割額について、1号の特定世帯以外の平等割額は、現行の「5,300円」を改正案の「2,600円」に改め、2号特定世帯の平等割額は「2,650円」を「1,300円」に改め、3号特定継続世帯の平等割額は「3,975円」を「1,950円」に改めるものでございます。

次に、第6条から第7条にかけて、後期高齢者支援金分の所得割額と均等割額についての規定でございますが、第6条は所得割の税率について「100分の2.06」を「100分の2.6」に改め、次の第7条は均等割額について「1万1,300円」を「1万4,300円」に改めるものでございます。

次に、第8条から第9条にかけて、介護納付金分の所得割額と均等割額についての規定でございますが、第8条は所得割の税率について「100分の1.91」を「100分の2.3」に改め、次の第9条は均等割額について「1万1,900円」を「1万4,800円」に改めるものでございます。

次に、3ページから最後の7ページにかけまして、第23条は国保税の軽減額についての規定でございますが、3ページ中段の第1項第1号につきましては7号軽減世帯について、次に4ページ中段の第2号につきましては5割軽減世帯について、5ページ中段の第3号につきましては2割軽減世帯について、今回の均等割額、平等割額の改正に伴いまして、軽減額を改正案のとおりそれぞれ改めるものでございます。

次に、6ページの中段でございます第2項につきましては、未就学児の均等割軽減について規定したもので、下段の第1号は未就学児の基礎課税額の均等割軽減額について、次の7ページの第2号は未就学児の後期高齢者支援金分の均等割軽減額について、今回の均等割額の改正に伴いまして、軽減額を改正案のとおりそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、議案書にお戻りいただきまして、裏面を御覧ください。中段の附則でございますが、第1項は改正条例の施行期日を定めたもので、令和8年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項は、今回の条例改正に伴う適用区分を定めたもので、改正後の規定は令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものものでございます。

以上で議案第50号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これは、県単位でやるから仕方ないことですが、かなり保険税が上がるということになりますよね。今朝の新聞だったかも、昨日の夜のニュースでもやっていましたが、高齢者の医療費が上がると。これは国のやることでしょうから、かなり生活が逼迫する家庭が出てくるのではないかなと推測されます。

日本ってどういう国なのだろうというふうな感じがちょっとするのですが、やはり町としてもこういうことに関して、例えば高齢者の医療費にしても、これとは直接関係ないけれども、申入れというふうなこ

とを、ぜひ国のほうにお願いしたいと。その気持ちがあるかどうかだけ確認したいと思います。

ここに、前に座っている皆さんも、あと10年もたてばそういうことになるのですよ。もっと上がりますからね。住みやすい国になるように、課長、ぜひその要望なりをお願いできるか。

以上です。いや冗談で言っているのではない。



◎会議時間の延長

○議長（関口雅敬君） ここで、議事の都合上、本日の会議時間を延長いたします。

○議長（関口雅敬君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（福嶋俊晴君） それでは、村田議員の質疑にお答えいたします。

町として、国のほうに何かお願いができるかということでございますが、埼玉県町村会におきまして、国保税につきましては県のほうに、知事または県議会議長宛てに国保の医療制度に関して要望を行っております。そういったことでご理解をいただければと存じますので、よろしく願いいたします。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号 長瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。



◎議案第51号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第8、議案第51号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第51号 長瀨町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化を図るため、自治体と医療機関、薬局をつなぐ情報連携基盤、いわゆる「PMH」と連携するオンライン資格確認を導入するに当たり、支給方法等を改正する必要が生じたことから、この案を提案するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第51号 長瀨町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおりでございます。

改正の概要でございますが、国はマイナンバーカードを活用し、公費負担医療や地方単独医療費助成の効率化を図るため、オンライン資格確認に必要なPMHを構築して、令和8年度中に全国規模でのオンライン資格確認の導入を目指しております。

当町におきましても、令和8年4月1日から医療費助成におけるオンライン資格確認を導入するに当たり、地方単独で実施している子ども医療、ひとり親家庭等医療及び重度心身障害者医療の一部負担金の支給方法等を改正する必要が生じたこと、その他字句の整理を図るために改正するものでございます。

また、改正が必要となる要因が同じであることから、それぞれの条例を一括して改正するもので、第1条で子ども医療費支給に関する条例の改正、第2条でひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の改正、第3条で重度心身障害者医療費支給に関する条例の改正を規定するものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、参考資料の新旧対照表を御覧ください。左側が改正前の現行、右側が改正案で、下線部分が改正箇所でございます。初めに、1ページ目の子ども医療費支給に関する条例の第2条第7号の改正は、現物給付の定義において対象となる医療機関の規定を、ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の規定に合わせるものでございます。

続きまして、第5条第2項の改正、裏面の2ページ目のひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の第7条第2項及び第4項の改正、並びに3ページ目の下段、重度心身障害者医療費支給に関する条例の第8条第2項の改正は、PMHと連携したオンラインによる資格確認を導入することにより、全国の医療機関が現物給付の対象となることから、それぞれ「埼玉県内の」という文字を削るものでございます。

次に、3ページ目の上段、第2条の改正は、第5項に医療機関等の定義、第6項に現物給付の定義を追加するものでございます。

同じく3ページ目の中段、第7条の改正は、PMHと連携したオンラインによる資格確認を導入することにより、医療機関等において受給者証と同様の情報を確認できるようになることから、受給者証の提示を省略できる規定をただし書として追加するものでございます。

次に、4ページ目を御覧ください。第8条の改正は、第4項に審査支払いの委託に関する規定を追加するものでございます。

議案書の裏面にお戻りいただきまして、中段の附則を御覧ください。基本的には、令和8年1月1日から施行するものでございますが、第1条のうち、長瀨町子ども医療費支給に関する条例第5条第2項の改正規定中の「埼玉県内の」を削る部分、第2条のうち、長瀨町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

第7条第2項及び第4項の改正規定中「埼玉県内の」を削る部分、第3条のうち、長瀬町重度心身障害者医療費支給に関する条例第7条ただし書を加える改正規定及び第8条第2項の改正規定中「埼玉県内の」を削る部分につきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第51条 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 記号のPMHがちょっと分からないので教えてください。

○議長（関口雅敬君） 町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） PMHでございますが、パブリックメディカルハブの略称でございます。公費負担医療ですとか、地方単独の医療費助成などに係る情報を自治体や医療機関、対象者間で連携するシステムのことでございます。

具体的には、町のほうの医療費助成のシステムとPMHをつなげていまして、対象者のほうからは対象者と医療機関のほうでつながっているオンラインの資格確認の情報システムとPMHを介してつなぐことで、受給者証を将来的には提示しなくても全国の医療機関で受診できるようなことを取り組んでいるものでございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号 長瀬町子ども医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



◎議案第52号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第9、議案第52号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第52号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,465万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を42億6,097万2,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本明身君） 議案第52号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、今回歳入歳出それぞれに2,465万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を42億6,097万2,000円にしようとするものでございます。

第2条、第3条は、それぞれ第2表、第3表でご説明させていただきます。第2条、繰越明許費補正につきましては、6ページ、7ページを御覧ください。第2表、繰越明許費でございますが、令和7年度中に完了できない事業につきまして、令和8年度に繰越しをさせていただくものでございます。

第2款総務費、第4項戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業につきましては、令和7年度末までに戸籍システム及び戸籍附票システムの標準化移行を完了する計画で進めておりましたが、国が提示する標準仕様書の度重なる変更や他の法改正への対応が必要になったことを受け、システムのベンダー側より戸籍附票システムの標準化移行作業の一部を令和8年度に繰り越す旨の報告を受けたことから、当該予算を繰越明許費として設定するものでございます。

第3表、地方債補正でございますが、庁舎整備事業において、物価高騰等の影響により見込むことができなかった事業費の増額に対応して当該予算を増額補正することに伴い、庁舎施設整備事業債を2,380万円から2,620万円に補正するものでございます。

次に、補正予算の内容につきましてご説明いたします。説明書の12ページ、13ページを御覧ください。まず、歳入の補正の主なものについてご説明いたします。第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、補正額136万円は、障害者自立支援給付及び障害児入所給付費等の歳出の増額補正に伴い、国庫負担分を増額するものでございます。

第16款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費負担金、補正額67万9,000円は、国庫負担金と同様、障害者自立支援給付及び障害児入所給付費等の歳出の増額補正に伴い、県負担分を増額するものでございます。

第16款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費県補助金、補正額375万円は、新規就農者の経営発展に必要な機械等の導入に係る費用を補助することに伴い、増額するものでございます。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入、補正額37万7,000円は、国道140号歩道拡幅のため、長瀬中学校前及び旧長瀬第二小学校前の町有地を埼玉県へ売却したことに伴い、増額するものでございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第6目衛生費寄附金、補正額50万1,000円は、明治安田生命相互保険会社から寄附金を受領したことに伴い、増額するものでございます。

第20款諸収入、第5項雑入、第1目雑入、補正額75万1,000円は、令和6年度中に落雷により被災した中央公民館や観光トイレ等の公有建物の災害共済金が埼玉県町村会より送金されたことに伴い、増額するものでございます。

続きまして、歳出の補正の主なものにつきましてご説明いたします。16ページ、17ページを御覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、補正額357万円は、給与改定による時間外単価の上昇や、職員の時間外勤務時間の増加に伴い時間外勤務手当を増額し、また子ども・子育て支援金の給与控除が令和8年4月から開始されることに伴い、給与システムの改修が必要になることから増額するものでございます。

第6目財産管理費、補正額273万4,000円は、物価高騰等の影響により当初予算では対応できなかった議場等のLED照明化工事を実施するため、増額するものでございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額282万3,000円のうち213万5,000円は、障害児に給付する障害福祉サービスの利用増加に伴い、予算が不足すると見込まれることから増額するものでございます。

第5目介護保険費、補正額869万9,000円は、介護保険サービス費の増額のため介護保険特別会計を補正することに伴い、一般会計から法定負担分の介護給付費繰出金を増額するもの及び令和7年度税制改正等に伴う介護保険システムの改修や、介護保険料のコンビニ収納に対応するためのシステムを導入するため、一般会計からの事務費等繰出金を増額するものでございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費、補正額135万円のうち74万8,000円は、妊婦支援給付に係る自治体間情報連携に対応するため、健康管理システムの改修が必要になったことから増額するものでございます。

18ページ、19ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農林振興費、補正額375万円は、新規就農者の経営支援を目的として、就農後の経営発展に必要な機械等の導入経費を補助するため増額するものでございます。

第10款教育費、第2項第一小学校費、第1目学校管理費、補正額18万8,000円は、長瀬第一小学校配膳室に設置されている自動火災報知設備内の配線に異常が生じており、修繕が必要なことから増額するものでございます。

以上で、議案第52号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） それでは、農業振興対策事業について。これよく出ているのですが、100万円補助金を出したりもしていますよね。多分その方だと思えるのですけれども、これで県費10分の10だけでも、農業振興になるのかどうか。

今日も私、言いましたけれども、非常に困っている人がいっぱいいると。耕運機でガラガラかき回したり、草刈りやったり、そのところで375万円機械を購入するのに補助金を出すというようなことをちょっと疑問に思います。前も聞きましたけれども、どこの誰が何を買っていて、今度は何をかうのだと。どういう農業を進めているのかと。この人が何か農業大学に出たとか、そんなこと関係ない。そのことについて教えてください。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の質疑についてお答えします。

今回の補助金は、次世代を担う農業者の育成確保に向けた取組を総合的に支援するものであり、今年度この補助事業の対象となった1名分の補助金を、町を経由して交付するものでございます。県費100%なのですけれども、内訳としては県が125万円、国から250万円、合わせて375万円を県を通じて町に入ってくるという形になっています。自己負担も125万円程度あるという形になっています。

受け取る方は、村田議員のご指摘のとおり、昨年150万の補助を受けて、今年度も150万の補助を受けている方なのですが、前の議会でもお話ししたとおり、中野上で農業に従事してやられている方です。長瀬町に移住して、中間管理機構を通じて農地を借りて農業を始めている方になります。農業の内容としては、露地野菜と、主にスイートコーン、ナス、枝豆など。

○5番（村田徹也君） もう1回。

○産業観光課長（常木真人君） スイートコーン、ナス、枝豆が中心です。あと、最近はレタスやニンニク、ジャガイモなども始めているようです。購入は、トラクターとパイプハウスの購入を予定しています。トラクターとパイプハウスです。

農業の振興になるかということなのですが、この方は中間管理機構を通じて長瀬の土地を、農業をやっていた方から土地を借り上げて農業を開始していますので、元の地主さんも高齢の方になっていますので、その後継のような状況にはなっています。そういった面からでも、先ほど質問に出ていた遊休農地の解消や耕作放棄地の解消につながっていくのではないかと形になっています。

以上になります。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） これも前に言いましたけれども、この人は農業で生計を立てているのですね。この人は農業で生計を立てて、明らかに長瀬町の農業に関してこれが寄与していて、ということは相当露地野菜とか売ったり、そういうふうなこともやっているわけですよ。そのことについて。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の再質疑についてお答えします。

この方は、まだ専業ではなくて、兼業での農業を行っています。今年の夏頃から農協の直売所にも出荷をしているということですので、そういった活動も始めていらっしゃる形です。数量的にはちょっとまだ把握していないのですけれども、もう来て、そういった農産物を作って出荷もしている方となります。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） 言っても無駄だと思うけれども、よそから来た人がこういうことをやると、長瀬町の遊休農地が解消されていくというふうなことで見るとプラスはあると思うのだけれども、長瀬町民で昔から農業をやっている人とか、それから見ると、何だもう675万円ももらってやっているのということもあるわけですよ、実際問題として。

だからその、でも中間管理機構から来ているからというのはあると思うのだけれども、こういう人はどこかで調べてもらえるようになるのでしょうか。これとともに、本当に農業振興というか、土地をずっと耕してきたとか、そういうところも目を向けてやっていただけるのかどうか、これとはちょっと外れるかもしれませんけれども。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の再々質疑についてお答えします。

この方は、そうですね、昨年から長瀬町に移住してきたこの方は、昨年から秩父農林振興センターの支援や町の支援を受けていまして、その支援を受けている中で、こういった補助も利用するという形になっています。町としてはサポート支援などを行いまして、この方が農業を続けていくに対して、県と一緒にサポートを続けていきますので、実績報告なども事業計画の目標年度の翌年度まで継続的に報告が義務づけられていると。ただもらうだけではなくて、結構報告事項なども多くて厳しい補助金になっていますので、そういった面からもきちんと農業を長瀬町で根づいてやっていただける方だと考えていますので、よろしくお願ひします。

以上になります。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 令和7年度長瀬町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



◎議案第53号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第10、議案第53号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第53号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,859万3,000円を追加をいたしまして、歳入歳出の総額を8億4,108万4,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、福祉介護課長の説明を求めます。

福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 議案第53号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）に

ついてご説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,859万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,108万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書によりご説明いたします。6、7ページを御覧ください。歳入でございますが、第2款国庫支出金、補正額1,251万1,000円、第3款支払基金交付金、補正額1,670万円、第4款県支出金、補正額1,068万3,000円、第6款繰入金、補正額869万9,000円でございますが、歳出の保険給付費等の増額補正に伴い、法定負担割合分を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、8、9ページを御覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の補正額74万8,000円は、令和7年度税制改正等の対応に伴う介護保険システム改修業務委託料を増額するものでございます。

第2項徴収費、第1目賦課徴収費の補正額22万円は、保険料の徴収に際しコンビニ収納システムを導入し、納付率及び納付者の利便性の向上を図るため、システム導入業務委託料を増額するものでございます。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第3目施設介護サービス給付費の補正額5,902万9,000円、第4目居宅介護福祉用具購入費の補正額10万7,000円及び第2項介護予防サービス等諸費、介護予防住宅改修費の補正額28万3,000円、第4項高額介護サービス等費の補正額244万1,000円は、それぞれのサービスに係る給付費が不足することが見込まれるため増額するものでございます。

第5款基金積立金の補正額マイナス1,423万5,000円は、歳出予算の増額補正により財源内訳が変わったため、それに伴い基金に積み立てる額を減額するものでございます。

以上で議案第53号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 9ページの施設介護サービス給付費が79人と聞いたのですけれども、それは全部ではなくて、この5,902万9,000円のところで79人が増えたのでしょうか。

それからもう一つ、18の負担金、補助及び交付金10万7,000円ですけれども、これは居宅介護福祉用具購入費で、だけれども、全部のうちの96人に増えていると、この間お聞きしたのですけれども、私の聞き間違いかどうか、すみません。

○議長（関口雅敬君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（内田千栄子君） 大島議員の質疑にお答えいたします。

先日、議運のときの説明のことだと思っておりますが、施設入所サービス費のほうが増えた要因というのを聞かれましたので、その際に令和6年9月のときには79人の施設利用だったものが、令和7年9月、今年度になりまして96人、17人増加しているということでございます。これは、月の利用者数の数になっております。

それから、福祉用具の関係のほうも、こちらについてはそのときご説明はしておりませんが、そちらにつきましても今までの、これまで実績に基づきまして不足が見込まれるということで、補正のほうを増額させていただきました。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号 令和7年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



◎議案第54号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第11、議案第54号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第54号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を1億4,413万8,000円にしようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） これより内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（朽原秀樹君） それでは、議案第54号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。第1条でございますが、歳入歳出予算それぞれ44万8,000円を増額し、予算の総額を1億4,413万8,000円とするものでございます。

次に、6ページ、7ページを御覧ください。まず、下段の歳出でございますが、第1款総務費、第2項徴収費、第1目徴収費の22万円は、後期高齢者医療保険料の納付手段を拡大し、収納率向上を図るため、既存のコンビニ収納システムに後期高齢者医療保険料を導入する費用で、上段の歳入の第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金の22万円を財源とするものでございます。

次に、歳入の第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金の22万8,000円は、所得の変更や、被保険者の資格異動などにより生じた令和6年度以前の後期高齢者医療保険料の還付金に不足が生じたため増額するもので、この還付金に要する費用は埼玉県後期高齢者医療広域連合から補填さ

れるため、上段の歳入の第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金を同額の22万8,000円増額するものでございます。

以上で、議案第54号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和7年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第12、議案第55号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第55号 指定管理者の指定についての提案理由を申し上げます。

長瀬町観光情報館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容等について、産業観光課長の説明を求めます。

産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、議案第55号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

今回、指定管理者を指定いたします長瀬町観光情報館は、平成23年7月1日から指定管理者制度を導入し、3年ごとに指定管理者の公募を行ってまいりました。現在は一般社団法人長瀬町観光協会が指定管理者として施設の管理運営を行っておりますが、指定の期間が令和8年3月31日をもって満了となるため、改めて指定管理者の公募を令和7年9月12日から10月17日までの期間で行いました。期間中の応募件数は、現行の指定管理者であります一般社団法人長瀬町観光協会の1件のみでございました。本件における指定管理者の公募者の選定に当たりましては、長瀬町観光情報館設置及び管理条例第12条に定める選定基準に

該当する団体であるかを申請書類並びに活動実績等を基に面談等を行い、総合的に審査を行いました。その結果、選定基準に該当する団体であることが認められましたので、指定管理者の候補者として適当であると判断し、一般社団法人長瀬町観光協会を指定管理者の候補者として選定させていただいたものでございます。

それでは、議案書を御覧ください。

1 指定管理者に管理を行わせる施設。

(1) 所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬529番地 1。

(2) 名称 長瀬町観光情報館。

2 指定管理者に指定する団体。

(1) 所在地 埼玉県秩父郡長瀬町大字長瀬529番地 1。

(2) 名称 一般社団法人長瀬町観光協会。

(3) 代表者 代表理事 村田光正。

3 指定する期間。

令和8年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上で議案第55号の説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

8番、大島瑠美子君。

○8番（大島瑠美子君） 指定管理者の指定についてということで、今聞きましたけれども、23年7月から観光情報館がということで、年間390万円ほど町から出しているのですよね。そして、一番最初のときには仕方ないなというので出していたのですけれども、今あそこはもうすごく景気もいいらしくてするので、年間390万支払って、全部をゼロにするわけにいかないことなので、今度の令和8年度の予算のときには、これを半額にするなり何なりするなり協議してもらって、そして少なくしたらどうかと思ひまして、今お話ししましたのでよろしく。

町長に聞くかな、これについては。さっきの390万を、少し令和8年度からは幾らか少なくするとか何かという協議をすることかということで、案があるかどうか聞きます。

○議長（関口雅敬君） 町長。

○町長（鈴木日出男君） 大島議員のご質問にお答えします。

今、本当に8年度の予算を組んでいる最中でございます。まだこっちのほうまで、指定管理のほうにまで行っていないのですが、今言われたことを頭に入れながら、また検討していきたいと思っております。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） まず、この指定管理の指定について、地方自治法の中にも料金を定めるようなことが書いてあるのですが、料金がここに載っていないのです。一般的に幾らで指定管理するというのは、こんな記載されていないとおかしいのではないかなということがまず1点。知っていますよ、390万というのは。それが1点。

それから、併せて指定管理をしていくというふうなことについても、かなりもう長い年月たっていると。町サイドでは、今日も出ましたよね。320万人昨年度来た。この数字は調査によって大分違うと思うのだけれども、本当に320万人来ているのかな。ただ、夏のにぎわいはあったなというような感じは持って

います。それどうやって調べているのかは、何か調べる方法があるらしいのですけれども、町独自としてそういうことはあんまりやっていないようなのです。例えば、長瀬町で5月の連休のときの第1日目にチャカチャカチャカチャカ計ってみて何人だったと、次の年は何人だったと。ああ、なるほどな、傾向がこうなっているのかとか、何かそんなふうなものがあるべきかなということを、まず指定機関にするについて。私も見せてもらったのです。要するに観光協会の収支を見せてもらったのです。だけれども、これはさっと見たのだから、プラス・マイナスがゼロでこうっています。

ただ、今後を考えていくと、やはり一般社団法人ということであるから、ある程度先を見越してやっていかなければいけないのではないかなと。仮に、例えば桜新道とかいろいろあるけれども、桜の管理90万円、ここのところ100万円だったのを90万円にして管理料を払っていますよね。何やっているのだって。もう時既に遅し、あの桜の木は90万円やっても意味ないです。もう町でもいろいろネットを張ったりしているのだけれども、やっぱりそういうものについても、もう桜は出さない、観光協会に任せないと、もう無理だというふうな方針とかも早く出して、そういうお金をかけないようにしていかなければ、どうも将来的に見越して、私は例えばあと3年これでやると、例えばですよ、指定されたときに、もうそのときにはある程度自立できるような方法に持って行ってもらうし、町でやるべきことは町でやるというふうなことで、これ以上予算の中で、やたら観光協会のほうに回すという形ではなくやっていていただきたいと。

主な理由は、長瀬町の町のほうでは、では300万人来て税金がどうなったのですか、分かりません。それではやっぱり話にならないですよ。そういうことも含めて、ある程度町として観光行政をどうやっていくのかということまで見返してやっていくのかどうか。

以上です。

○議長（関口雅敬君） 産業観光課長。

○産業観光課長（常木真人君） それでは、村田議員の質疑についてお答えします。

まず、委託料をこれに書いていないかとのことなのですけれども、指定のときにそういった料金を書くことはしないと思います。村田議員の指摘なのは、利用料金を定めることができるというところだと思いますので、それは別で定めていますので、それを基に、また利用料金の設定というか、相談は協会などとしていく形になっていると思います。

次の連休などで人数のカウントをするかどうかというのは、なかなか今の職員の体制だと厳しいので、そういったことができるかは、観光協会の月別で観光情報館の利用者数など出ていると思いますので、それプラス人が数えられるかはちょっと協会さんなどと、観光協会と相談できればと考え、相談できるかなと思うのですけれども、なかなか難しいかなというところもあります。

あと、桜の管理料はもう出さないでいいのではないかということなのですけれども、昨年からの桜に関しては、庁内のほうで関係各課で話し合いも持っています。クビアカツヤカミキリの影響で、今年度は結構伐採もしていきますので、そういったものを含めて協会へ、どこの桜の管理、委託を出すかどうかは考えたいと思うのですけれども、観光協会に頼んでいるのは桜並木だけではありませんので、野土山や通り抜けの桜、そういった桜の管理もいろいろ頼んでいますので、そこら辺はそのバランスも見て考えていきたいと思います。

先ほど、あと町でやることは町など、観光協会が自立できないかに話がつながることだと思うのですけれども、観光協会につきましても地域の振興を図る組織であって、会員である観光事業者と競合せずに影響しない事業で収入を得る必要がある中、レンタサイクル事業や紅葉ライトアップイベントなどによって

自主財源の確保に取り組んでいます。また、昨年まで3か年かけて、観光アドバイザーの支援を受けて着地型旅行を本格的に開始して収益が上がっていますが、まだ多少の収益になっていますので、なかなか安定的な収入を得るには時間がかかる状況であります。

なかなか今すぐ自立するまでの財源を確保することは困難でありますけれども、新たに取り組んでいることや伸びている事業もありますので、観光協会の運営については法人としての独立性に配慮しながら、町からの収入が上がる事業についての情報提供や事業提案を行うなどして、町の観光振興にとってより望ましい組織になっていただくよう、引き続き指導、助言をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） 5番、村田徹也君。

○5番（村田徹也君） だからというのはおかしいのだけれども、だから二流の観光地になるのです。いわゆる那須塩原とか、そういうところではまちでアルバイトを使って、大学生を使って、もう期日を決めてカウントしているのです。そのくらいのことをやらないと、やはり二流ではないのと。だから、一流目指して、もう少し観光収入を上げるということであれば、そういうところへ持っていくという方向性を町で持ってもらいたいと。観光協会頼りではなく、これちょっと変わってくると思うのですが、桜もあっちもこっちもあるから、あっちもこっちもあるでは、いつまでたってもあっちもこっちもあって、桜の木は老化していただけだから、そういうところも決断を早くして、ほかに桜のまちにするのかどうかというところも含めて、指定管理というのを持っていていただきたいと。

以上です。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎議案第56号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第13、議案第56号 長瀬町道路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第56号 長瀬町道路線の廃止についての提案理由を申し上げます。

長瀬町大字中野上地内の路線を廃止したいため、道路法第10条第3項に基づき、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） 議案の内容について、建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（村田和也君） 議案第56号 長瀬町道路線の廃止についてご説明させていただきます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおりでございます。

廃止する路線につきましては、1路線でございます。議案書を1枚おめくりいただきまして、位置図を御覧ください。図面の中の丸印が起点、矢印が終点となっております。

本中32号線は、もう一枚おめくりいただいて確認をお願いしたいと思います。本中32号線は、大字中野上字蔵宮573番地7先から、町営住宅蔵宮団地内を通る町道で、大字中野上字蔵宮573番地2先までの延長23.36メートルでございます。蔵宮団地内の道路として町道認定されておりましたが、蔵宮団地の廃止に伴い、利用しなくなった道路でございます。今回この1路線の廃止を行うものでございます。

以上で議案第56号のご説明とさせていただきます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

3番、近藤一美君。

○3番（近藤一美君） 廃止後は普通財産になるのですか、行政財産のまま置くのですか。

○議長（関口雅敬君） 建設課長。

○建設課長（村田和也君） 近藤議員の質疑にお答えさせていただきます。

廃止後につきましては、普通財産に用途変更いたしまして、旧蔵宮団地敷地と一体的に利用させていただく予定でございます。

以上でございます。

○議長（関口雅敬君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号 長瀬町道路線の廃止についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。



◎議案第57号の説明、質疑、討論、採決

○議長（関口雅敬君） 日程第14、議案第57号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 議案第57号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

長瀬町固定資産評価審査委員会委員であります福島博氏の任期が令和7年12月の24日で満了となるため、引き続き委員として選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほど、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関口雅敬君） これより本案に対する質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号 長瀬町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定しました。



◎議員派遣の件

○議長（関口雅敬君） 日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定いたしました。



◎議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の
継続調査の件

○議長（関口雅敬君） 日程第16、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済観光常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、会議規則第74条の規定により、議会運営委員会委員長、総務教育常任委員会委員長、経済観光常任委員会委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決まりました。



◎字句の整理

○議長（関口雅敬君） ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、字句の整理は議長に委任することに決まりました。



◎閉会について

○議長（関口雅敬君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会期はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（関口雅敬君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎町長挨拶

○議長（関口雅敬君） 本定例会の閉会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（鈴木日出男君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会では、専決処分1件、新規条例案1件、条例の改正案2件、令和7年度補正予算案3件、指定管理者の指定1件、町道路線の廃止1件、人事案件1件の合わせて10議案の重要議案につきまして慎重なご審議をいただき、9件につきましてご議決を得ることができました。誠にありがとうございました。これらの審議の過程で出てまいりましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、前向きに対応してまいりたいと存じております。

また、議案第49号の長瀬町長の給与の特例に関する条例につきましては、極めて残念ながら否決になりました。執行部といたしましては、質疑の中で出ました意見を踏まえ、改めて検討してまいりたいと思います。

また、今定例会の中で私に対する辞職勧告決議案並びに地方自治法第100条の規定に基づく、いわゆる百条委員会の設置動議が出されましたが、そのいずれも否決されました。町長としましては、この間の一連の経過の中で、多くのご意見やご批判を頂戴したことを真摯に受け止め、今回の結果に決して安住することなく、これまで以上に自らを律し、信頼回復と町政の正常化に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

さて、今後の予定でございますが、1月の11日の日曜日に、長瀬町消防団出初式が行われます。宝登山神社で安全祈願をした後に、大東河原に移動し、放水演習を実施いたします。

また、同じ日になりますが、長瀬中学校体育館を会場に二十歳の集いを開催いたします。議員の皆様には、ご出席の上、二十歳という人生の節目を祝福していただければ幸いです。

終わりに、今定例会及び今年1年、議員の皆様のご協力に対し、心より御礼を申し上げます。今年も残すところあと3週間余りとなり、寒さが一段と厳しくなっております。ご自愛いただき、交通事故また火災等も随分増えております。十分にご注意の上、新しい年が健やかに迎えられるようご祈念を申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○議長（関口雅敬君） これをもちまして本日の会議を閉じ、令和7年第7回長瀬町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後6時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和8年3月5日

議 長 関 口 雅 敬

副 議 長 大 島 瑠 美 子
署 名 議 員

署 名 議 員 新 井 利 朗